総務常任委員会次第

令和2年6月23日(火)午前10時 於 大 会 議 室

1 開 会

④ その他

a =* =	
2 議 事	
(1) 総務局、消防局、公平委員会、固定資産評価審査委員会関係	
① 所管事務報告	
ア 総務局 イ 消防局 ウ 公平委員会	
工 固定資産評価審査委員会	
·································· 令和 2 年度所管事務報告書	参照
② 付託された議案の審査	
議案(1件)	
議案第61号 令和2年度明石市一般会計補正予算(第3号)〔分割付託会	
·····································	技
③ 報告事項(4件)	
② 報口事項 (サロ) ア あかし安全のまちづくり計画 (明石市強靭化地域計画) 策定について	
※ 資料参照 河谷 総合安全対策室	₹長
71 WEIST/183	
イ 令和元年度不当要求行為の概要等について	
※ 資料参照 溝口 地域安全対策担当語	長
ウ 令和元年度における公益通報制度の運用状況について	
※ 資料参照 柳澤 コンプライアンス・訟務担当課	長
エ 指定管理施設における指定管理期間の延長について	
※ 資料参照 小西 参事(公共施設担当)兼公共施設担当詩	長

(2) 政策局、会計室、監査委員、選挙管理委員会関係
① 所管事務報告
ア 政策局 イ 会計室 ウ 監査委員 エ 選挙管理委員会
令和 2 年度所管事務報告書参照
② 付託された議案の審査
議案(1件)
議案第61号 令和2年度明石市一般会計補正予算(第3号)[分割付託分]
·····································
※ 資料参照 村山 市民相談室課長
③ 報告事項(4件)
ア 明石市行政オンブズマンの活動状況について
※ 資料参照 橋本 市民相談室課長
イ 第2期明石市中心市街地活性化基本計画の進捗状況等について
※ 資料参照 山口 プロジェクト推進室長
ウ 旧あかねが丘学園跡地の売却に向けた取組状況について
※ 資料参照
エ JR沿線におけるまちづくりに関する取組状況について
☆ 冷判 糸昭

④ その他

3 閉会中の所管事務調査事項

- (1) 市政の総合企画及び総合調整について
- (2) 広報、広聴及び観光について
- (3) 天文科学館について
- (4) 危機管理、市民の安全及び消防について
- (5) 情報管理、統計及び工事の検査について
- (6) 職員の人事管理について
- (7) 財政、契約、財産の管理及び市税について

4 閉 会

以上

総務常任委員会資料 2020年(令和2年)6月23日 総務局総合安全対策室

あかし安全のまちづくり計画(明石市強靭化地域計画)策定について

上記計画につきまして、令和2年3月議会での計画(案)の報告後、パブリックコメントを実施し、計画を策定しましたので報告します。

1 計画の策定趣旨と位置付け

(1)計画の策定趣旨

国が「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)に基づき国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)を国が定め推進し「国土強靱化」を図ることとしている。

明石市においても国の方針に基づきあらゆる災害に対応するため、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進し、市民の安全・安心を確保するとともに、人命を守ることを最優先に、また地域社会が致命的な被害を受けることなく迅速に回復できるよう「強靱な地域」を確立することを目指し、取り組みを総合的かつ計画的に推進するため明石市強靱化地域計画(以下「地域計画」という。)を策定しました。

(2) 位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく「地域計画」であり、国の基本計画との調和を図りつつ、本市の市政の基本方針である「明石市総合計画」とも整合を図りながら策定し、「明石市地域防災計画」や明石市総合計画の各種部門計画における本市の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置付けます。

2 対象とする大規模災害

本計画で対象とする災害は、明石市に大きな被害をもたらす大規模災害として、自然 条件や過去の災害発生、予見の状況等を踏まえ以下の通り設定しました。

- ○地震及びその発生に伴う津波災害
- ○風水害による豪雨、土砂災害、高潮災害

3 計画の目標

基本目標

- 1) 人命の保護が最大限に図られる。
- 2) 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。
- 3) 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する。
- 4) 災害発生後の迅速な復旧・復興を可能にする。

事前に備えるべき目標

- 1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。
- 2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。(それが なされない場合の必要な対応を含む)
- 3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。
- 4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。
- 5) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能 不全に陥らせない。
- 6) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、 上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図 る。
- 7)制御不能な二次災害を発生させない。
- 8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

4 計画のスキーム

① 地域を強靭化する上での目標の明確化



② 「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)の設定



③ 脆弱性の分析・評価・課題の検討



④ リスクへの対応方策(推進すべき施策)の検討



⑤ 対応方策についての重点化・優先順位付け

5 計画の期間

計画期間は令和2年度から令和7年度までとします。但し、国の動向や社会情勢等の変化により、必要に応じ見直しを検討します。

6 策定経緯

- 1) 令和元年 12 月議会総務常任委員会策定趣旨及び骨子報告
- 2) 令和2年3月議会総務常任委員会計画(素案)報告
- 3) パブリックコメントの実施(令和2年4月15日~5月15日) 意見の提出はなし

あかし安全のまちづくり計画(明石市強靭化地域計画)概要

1 計画の策定趣旨と位置付け

(1)計画の策定趣旨

事前の防災及び減災、その他迅速な復旧復興の観点より、国の国土強靱化基本法に基づく「国土強靱化基本計画」及び県の「国土強靱化地域計画」との調和・整合を図り、あらゆる災害に対応するため、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進し、市民の安全・安心を確保するとともに、人命を守ることを最優先に、また地域社会が致命的な被害を受けることなく迅速に回復できるよう「強靱な地域」を確立することを目指し、本市における他の計画の強靱化に関する指針として、明石市強靱化地域計画(以下「地域計画」という。)を策定するものです。

(2) 位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく「地域計画」であり、国の基本計画との調和を図りつつ、本市の市政の基本方針である「明石市総合計画」とも整合を図りながら策定し、「明石市地域防災計画」や明石市総合計画の各種部門計画における本市の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置付けます。

2 対象とする大規模災害

本計画で対象とする災害は、明石市に大きな被害をもたらす大規模災害として、自然 条件や過去の災害発生、予見の状況等を踏まえ以下の通り設定しました。

- ○地震及びその発生に伴う津波災害
- ○風水害による豪雨、土砂災害、高潮災害

3 計画の基本方針と推進

本地域計画は、国、県の計画に基づいて、基本目標、事前に備えるべき目標を設定し、以下のスキームにより策定し、取り組みを推進します。

PLAN

STEP1 地域を強靭化する上での目標の明確化 ◆

STEP2 リスクシナリオ (最悪の事態) の設定

STEP3 脆弱性の分析・評価・課題の検討

STEP4 リスクへの対応方策の検討

STEP5 対応方策についての重点化・優先順位付け

Do 計画的に実施

Check 結果の評価

Action 見直し・改善 -

基本計画や基礎自治体の役割等を踏まえ、「基本目標」及び「基本目標」の達成のために必要な「事前に備えるべき目標」を設定しました。

基本目標

- 1)人命の保護が最大限に図られる。
- 2) 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。
- 3) 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する。
- 4) 災害発生後の迅速な復旧・復興を可能にする。

事前に備えるべき目標

- 1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。
- 2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。(それが なされない場合の必要な対応を含む)
- 3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。
- 4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。
- 5) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能 不全に陥らせない。
- 6) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、 上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図 る。
- 7) 制御不能な二次災害を発生させない。
- 8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

4 「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)の設定

国及び兵庫県の基本計画において設定された大規模自然災害発生時における「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を基本としつつ、本市の地域特性や基礎自治体としての役割を踏まえ、基本目標を達成する上で、8の「事前に備えるべき目標」に対する37の「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を設定しました。(次項)

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

起さてはならない取悪の事態	(ワペプン) ワイ)
事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)
1 大規模自然災害が発	1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災、住宅
生した時でも人命の保護	密集地における火災による多数の死傷者の発生
が最大限図られる。	1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発
	生
	1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	による多数の死傷者の発生
	1-4 大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死
	傷者の発生
	1-5 情報伝達の不備や意識の低さ等による避難行動の遅
	れ等での多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生	2-1 被災地での食料・飲料水、電力、燃料等、生命に関わ
直後から救助・救急、医療	る物資供給の長期停止
活動等が迅速に行われ	2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救
る。	急活動等の絶対的不足
	2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期
	途絶
	2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混
	乱
	2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援
	ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数
	の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 大規模自然災害発生	3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
直後から必要不可欠な行	
政機能は確保する。	
4 大規模自然災害発生	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
直後から必要不可欠な情	
報通信機能は確保する。	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要
	な者に伝達できない事態
5 大規模自然災害発生	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
後であっても、経済活動	5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエ
(サプライチェーンを含	ネルギー供給の停止
む)を機能不全に陥らせ	5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
ない。	5-4 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能

	停止
	5-5 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影
	響が発生する事態
	5-6 食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生	6-1 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や石
後であっても、生活・経済	油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
交通ネットワーク等を確	6-3 下水道の長期間にわたる機能停止
保するとともに、これら の早期復旧を図る。	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
7 制御不能な二次被害	7-1 市街地での大規模火災の発生
を発生させない。	7-2 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害
	の発生
	7-4 有害物質の大規模拡散・流出
	7-5 農地の荒廃による被害の拡大
8 大規模自然災害発生	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復
後であっても、地域社会・	旧・復興が大幅に遅れる事態
経済が迅速に再建・回復	8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材不足により復旧・
できる条件を整備する。	復興が大幅に遅れる事態
	8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・
	復興が大幅に遅れる事態
	8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れ
	る事態
	8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害
	の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-6 避難所運営がうまくいかず避難所における自治が崩
	壊する事態
	8-7 被災者の住居確保等の遅延により生活再建が遅れる
	事態
	8-8 地域経済等に甚大な影響を及ぼす風評被害等の発生

5 推進すべき施策の方針

「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を踏まえ、事前に備えるべき目標 に対する今後の施策、取り組みを、リスクシナリオごとに示しました。

※網掛け部分は重点化するリスクシナリオ

目標1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1 - 1

建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災、住宅密集地における火災による死傷者の発生

- ◆住宅及び多数の者が利用する建築物の耐 震化
- ◆市有建築物の新設、耐震化、機能改善
- ◆橋梁の耐震化
- ◆公園施設の耐震化、長寿命化
- ◆道路ネットワークの確保
- ◆危険空き家対策
- ◆大規模盛土造成地の調査・指導
- ◆消防活動拠点の整備と機能強化

- ◆消防活動隊の出動体制強化
- ◆消防団の充実強化
- ◆住宅防火対策
- ◆住宅用火災警報器の設置促進
- ◆消防法及び建築基準法の法令違反の建物 に対する是正促進
- ◆消防水利の多様化
- ◆密集住宅市街地等の防災性向上
- ◆防災教育・啓発
- ◆避難行動要支援者の支援体制の構築

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

- ◆安全な避難の確保
- ◆防御施設の改良
- ◆防御施設の迅速な操作
- ◆防災教育・啓発(一部再掲)
- ◆避難行動要支援者の支援体制の構築 (再掲)
- ◆要配慮者利用施設における災害時の体制 整備の強化

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

- ◆漁港の高潮対策
- ◆港湾・海岸の高潮対策
- ◆河川の高潮対策
- ◆河川の整備
- ◆内水氾濫対策
- ◆ハザードマップの改訂

- ◆防災教育・啓発(一部再掲)
- ◆避難行動要支援者の支援体制の構築 (再掲)
- ◆要配慮者利用施設における災害時の体制 整備の強化(再掲)

1-4 大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生

- ◆住宅への土砂災害対策支援
- ◆ため池・水路等整備
- ◆安全な避難の確保

- ◆防災教育·啓発
- ◆土砂災害警戒区域等点検

- ◆避難行動要支援者の支援体制の構築 (再掲)
- ◆要配慮者利用施設における災害時の体制 整備の強化(再掲)

1 - 5

情報伝達の不備や意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

- ◆災害リスクの周知
- ◆災害情報伝達体制の推進
- ◆避難行動要支援者の支援体制の構築 (再掲)
- ◆要配慮者利用施設における災害時の体制 整備の強化(再掲)
- ◆多言語による防災関連資料、パンフレットなどの作成・配布

目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2 - 1

被災地での食料・飲料水、電力、燃料等、生命に関わる物資供給の長期停止

- ◆物資調達・供給体制の構築
- ◆備蓄計画の推進、避難所における物資・資 機材の確保、家庭内備蓄の啓発
- ◆物資供給ルートの確保

- ◆水道施設の耐震化
- ◆応急給水体制の整備
- ◆市場施設の防火・耐震化
- ◆電気・ガスの早期復旧

2 - 2

自衛隊、警察、消防、海保等に被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- ◆消防活動拠点の整備と機能強化(再掲)
- ◆消防活動隊の出動体制強化(再掲)
- ◆災害対応の体制・資機材の充実
- ◆消防の情報通信施設の強化
- ◆消防団の充実強化(再掲)
- ◆防災教育·啓発(一部再掲)

2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

◆燃料の確保

◆電気・ガスの早期復旧(再掲)

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱

- ◆大規模災害時の一斉帰宅の抑制と帰宅困難者の受入対策
- 2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺
- ◆災害時における医療体制の整備
- ◆医療救護・保健計画の策定
- ◆救護班の整備

- ◆民間の医療機関の耐震化の促進
- ◆物資等の供給を支える支援ルートの整備

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- ◆避難所等の衛生環境の確保
- ◆被災地域の感染症対策・食中毒対策の実施
- ◆下水道業務継続体制の整備
- ◆下水道施設の耐震・耐津波化の推進

2 - 7

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者発生

- ◆備蓄の推進・施設の機能強化
- ◆物資調達・供給体制の構築
- ◆福祉避難所の体制整備

- ◆保健医療活動チームの要請・受援体制の 整備
- ◆避難者の健康の確保

目標3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- ◆本庁舎等の耐震化
- ◆業務継続体制の整備、他自治体との連携 強化
- ◆市本庁舎の代替施設の指定
- ◆長期電源途絶等に対する対応の検討
- ◆バックアップ体制の整備
- ◆職員用備蓄食糧の確保

- ◆災害時初動対処体制の強化
- ◆指定金融機関との連携
- ◆消防活動拠点の整備と機能強化 (再掲)
- ◆火葬場施設の機能確保
- ◆遺体安置場所の確保
- ◆学校等の長寿命化

目標4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

◆情報通信設備の多重化等

◆長期電源途絶等に対する対応の検討 (再掲)

4 - 2

テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

◆情報伝達の多様化【総合安全対策室】

目標 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不 全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

- ◆個別企業のBCPの策定の促進
- ◆道路の確保等
- 5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
- ◆ライフライン機能の確保

◆道路の確保等(再掲)

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

- ◆危険物施設等の災害時連携体制の強化
- 5-4 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止
- ◆道路交通基盤の整備

◆安全 ・安心なみちづくり

5-5 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

◆金融機関における BCP 策定の推進

5-6 食料等の安定供給の停滞

- ◆市場施設の防火・耐震化(再掲)
- ◆物資供給体制の整備

◆農地の保全の取組

目標 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6 - 1

電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能 の停止

◆市有施設へのエネルギー供給源の多様化

◆住宅等におけるエネルギー供給源の確保

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

- ◆農業水利施設の保全
- ◆水道施設等の耐震化(再掲)
- ◆水道施設の機能確保(再掲)

- ◆応急給水体制の整備(再掲)
- ◆業務継続計画の整備

6-3 下水道の長期間にわたる機能停止

- ◆下水道業務継続体制の整備
- ◆下水道施設の老朽化対策

◆下水道施設の耐震・耐水化の推進 (再掲)

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

◆橋梁の耐震化

◆道路ネットワークの維持管理

目標7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

- ◆密集住宅市街地等の防災性向上 (再掲)
- ◆道路ネットワークの確保

- ◆消防団の充実強化(再掲)
- ◆消防水利の多様化(再掲)
- ◆地域の災害対応力の向上

7-2 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

◆避難路沿道建築物の耐震化等

7-3 ため池、農業用施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

◆ため池・水路等整備

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

◆有害物質の流出・拡散対策

7-5 農地の荒廃による被害の拡大

◆農地の保全の取組

目標8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8 - 1

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

◆ごみ焼却施設の維持管理

◆他地域自治体との連携

◆災害廃棄物処理体制の確立

8 - 2

道路啓開等の復旧・復興を担う人材不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

◆関係協力団体との連携

◆他自治体等との連携強化

8 - 3

地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

◆地域における主体的な活動の推進

◆治安の維持

◆地域コミュニティによる防災力の強化

8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

◆橋梁の耐震化(再掲)

◆道路構築物の長寿命化

◆橋梁の長寿命化

◆港湾の耐震化及び長寿命化

8 - 5

広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

◆港湾・海岸の高潮対策(再掲)

◆河川の整備(再掲)

◆河川の高潮対策

◆内水氾濫対策 (再掲)

8-6 避難所運営がうまくいかず避難所における自治が崩壊する事態

◆避難所運営マニュアルの充実・策定

8-7 被災者の住居確保等の遅延により生活再建が遅れる事態

◆応急仮設住宅建設候補地の選定

◆民間賃貸住宅の居室借上げ(みなし応急 仮設)

8-8 地域経済等に甚大な影響を及ぼす風評被害等の発生

◆正確な情報収集・発信

◆中小企業者等への支援

6 計画の推進

(1)計画の進め方

この計画は、地域のリスクマネジメントであり、基本目標を設定し、P(計画)D(実行)C(評価)A(見直し・改善)サイクルを繰り返すことによる、取り組み推進を基本とします。

(2)計画の見直し

本計画が対象とする期間は、概ね5年ごとに見直すこととします。当初の計画期間は令和2年度から令和7年度までとします。但し、それ以前であっても、国の動向や社会情勢等の変化により、必要に応じ見直しを検討します。

あかし安全のまちづくり計画 (明石市強靭化地域計画)

令和2年6月 明石市

第1章 計画策定の趣旨・位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 計画策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 計画策定の位置付け ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3 計画期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4 あかし安全のまちづくり計画と明石市地域防災計画の関係・・・・・・・・・	3
第2章 強靭化の基本的考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
1 計画策定の基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2 強靭化の目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
· · · — · · · · · · · · ·	4
(2) 事前に備えるべき目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第3章 対象とする災害 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1 明石市の概況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	6
(2) 地勢	6
. , —	6
(4) 人口 ·······	6
· / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	6
2 対象とする自然災害 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	1 0
	10
2 脆弱性の評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	3
第5章 推進すべき施策の方針 ・・・・・・・・・・・・・・ 3	
	3 7
2 重点化する施策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6	5 9
	7 1
	7 1
	7 1
3 計画の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・ 7	7 1

別表 強靭化関連事業(補助金·交付金関係分)

第1章 計画策定の趣旨・位置付け

1 計画策定の趣旨

明石市では、兵庫県南部地震、東日本大震災等の教訓を踏まえ、災害から人命を守る ことを最優先に、自助・共助・公助の観点に立ってハード・ソフト両面から安全・安心に暮ら せる地域社会の実現に取り組んでいるところであるが、近年、大規模地震や台風の大型 化、多発する集中豪雨など、大規模自然災害の発生によるリスクが一段と高まっている。

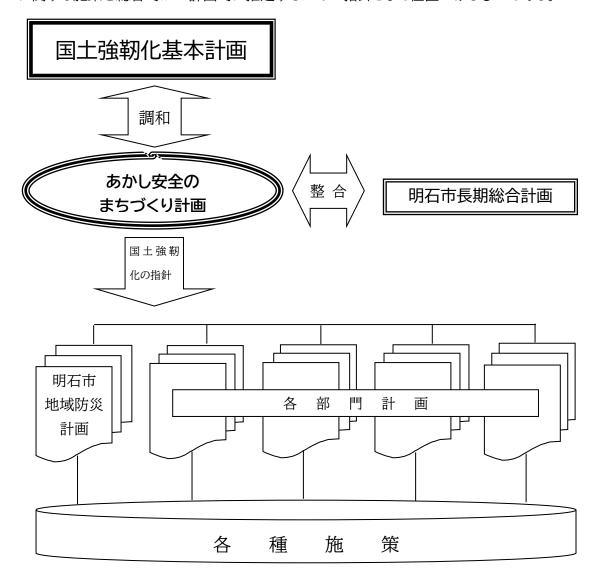
一方で、全国的にみても、これまで数多くの災害が発生し、甚大な被害を受けるたび、長期間かけて復旧・復興を図るという「事後対策」を繰り返してきている。そこで、これを避けるためには、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要であり、最悪の事態を念頭に置き、総合的な対応を「国家」として行っていく必要があることから、国が新たに取り組みを強化する「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)に基づき国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)を国が定め推進し「国土強靱化」を図ることとしている。

兵庫県は(以下「県」という。)は、こうした国の動向を踏まえ、兵庫県南部地震の経験と 教訓に基づくこれまでの取組を再点検する脆弱性評価を実施するとともに、強靱化に向 けた今後の推進方針と目標を定める「兵庫県強靱化計画」を策定した。

これら国、県の動きを受け、本市においても国の方針に基づきあらゆる災害に対応するため、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進し、市民の安全・安心を確保するとともに、人命を守ることを最優先に、また地域社会が致命的な被害を受けることなく迅速に回復できるよう「強靱な地域」を確立することを目指し、明石市の地域特性に則した取り組みを総合的かつ計画的に推進するため「あかし安全のまちづくり計画(明石市強靱化地域計画)」を策定する。

2 計画策定の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく「地域計画」であり、国の基本計画との調和を図りつつ、本市の市政の基本方針である「明石市長期総合計画」とも整合を図りながら策定し、「明石市地域防災計画」や明石市総合計画の各種部門計画における本市の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置づけるものである。



3 計画期間

本計画が対象とする期間は、概ね5年ごとに見直すこととしますが、まちづくりの指針となる次期長期総合計画の終期と合わせて調整することとし、当初の計画期間は令和 2 年度(2020年度)から令和 7 年度(2025年度)までとします。但し、それ以前であっても、国の動向や社会情勢等の変化により、必要に応じ見直しを検討します。

4 あかし安全のまちづくり計画と明石市地域防災計画の関係

あかし安全のまちづくり計画は、あらゆる災害(リスク)に備えるため、起きてはならない 最悪の事態(リスクシナリオ)を明らかにし、それらを回避するため事前に取り組むべき具 体的施策を定めるものである。一方で、地域防災計画では、災害ごとの対策や対応につ いて、実施すべきことを定めることが基本となる。あかし安全のまちづくり計画と明石市地 域防災計画の比較及び関係を以下に示す。

あかし安全のまちづくりと明石市地域防災計画の関係

項目	あかし安全のまちづくり計画	明石市地域防災計画
検討の前提	起きてはならない最悪の事態	災害ごとの被害想定
	(リスクシナリオ)	
計画の内容	事前に取り組む施策	事前の取り組み、事後の対応
対策の優先度	重点化の明確化	一般的に明記なし

第2章 強靭化の基本的考え方

1 計画策定の基本方針

国土強靭化は、地域のリスクマネジメントであり、下図のPDCAサイクルを繰り返すことによる取り組み推進を基本とする。特徴としては、大規模自然災害による被害を回避するための対策(施策)や国土利用・経済社会システムの現状のどこに問題があるかを知る「脆弱性の評価」を行うとともに、それらを踏まえて、これから何をすべきか、その「対応策」を考え、「重点化・優先順位付け」を行った上で推進していくことが重要となる。

あかし安全のまちづくり計画は、基本計画との調和を図りつつ、地域計画策定に関する 国の指針「国土強靭化地域計画ガイドライン」に基づいて策定する。

また、本計画は、明石市長期総合計画との調和を図る。

PLAN

STEP1 地域を強靭化する上での目標の明確化 ◆

STEP2 リスクシナリオ(最悪の事態)の設定

STEP3 脆弱性の分析・評価・課題の検討

STEP4 リスクへの対応方策の検討

STEP5 対応方策についての重点化・優先順位付け

Do 計画的に実施

Check 結果の評価

Action 見直し・改善

2 強靭化の目標

(1) 基本目標

市域の強靭化を推進するに当たり、国の基本計画に則し「基本目標」を次のとおり 定める。

- ①人命の保護が最大限図られること。
- ②市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- ④ 迅速な復旧復興に資すること。
- (2) 事前に備えるべき目標

「基本目標」の達成のために必要な「事前に備えるべき目標」を次のとおり定める。

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。
- ② 大規模自然災害発生直後から<u>救助・救急、医療活動等が迅速</u>に行われる。(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。

- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、<u>経済活動</u>(サプライチェーンを含む)を機能不 全に陥らせない。
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の<u>電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保</u>するとともに、これらの早期復旧を図る。
- ⑦制御不能な二次災害を発生させない。
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、<u>地域社会・経済が迅速に再建・回復</u>できる条件を整備する。

第3章 対象とする災害

1 明石市の概況

(1) 位置及び面積

本市は、兵庫県中南部にあり、阪神都市圏と播磨都市圏の接点に位置し、東経 135 度日本標準時子午線が通る「子午線のまち」、「時のまち」として、全国に広く知られている。市域は、市境のおよそ 8 割を神戸市と接し、南北 9.4 km、東西 15.6 kmと東西に長く、面積は 49.42 kmをしめる。

(2) 地勢

市域は、播州平野の東部地域で、明石川流域は沖積層及び埋立地となっており、その他は、段丘堆積物及び大阪層群からなる。

六甲山系に隣接する朝霧地域の他は、ほとんどが台地状の低地からなり、古くにでき た地層であり、比較的固い。

(3) 降水量

年間降水量は、1,000 mm程度であり、全国平均の 1,700mm から比較すると少ない。

(4) 人口

令和2年4月1日現在の明石市の人口は、29万9千21人で、世帯数は12万9千52世帯である。

(5) 主要な災害履歴

災害	被害の状況
明治 30 年	明石川やため池の決壊多数。旧明石郡内では、人や家畜の死傷
豪雨	百数十件。被害者 1,200 世帯、6,500 人以上。家屋被害
	8,000 棟以上
大正 5 年	震源は明石海峡東部。震度6以上と推定。淡路島、明石、神戸に
地震	かけて被害多数。明石では家屋倒壊7棟、電気軌道の亀裂 2 カ
	所
大正 10 年	明石川氾濫により嘉永橋、下流の明治橋(別名学校橋、現在廃
豪雨	橋)が流出。樽屋町、当津村、大明石町、王子村などで家屋浸水
	多数
昭和7年	明石各地で洪水。明石川氾濫により明治橋流失。明石川、両馬
梅雨前線豪雨	Л
	が決壊。船上方面の他、茶園場町、人丸町など家屋浸水 1,615
	棟

昭和13年 長雨と集中豪雨。期間降水量(神戸市)462 mm。土石流、山津波などにより阪神間で大水害。死者・不明 731 人。負傷者 1463人。家屋の全地域、流失 108 棟。 昭和20年		
田和 20 年	昭和 13 年	長雨と集中豪雨。期間降水量(神戸市)462 mm。土石流、山津波
昭和 20 年	梅雨前線豪雨	などにより阪神間で大水害。死者・不明 731 人。負傷者 1463
昭和 20 年		人。家屋の全半壊、流失 13,155 棟。明石では行方不明 4 人。家
大い崎台風 人、負傷者 62人。家屋の全半壊、流出 2,394 棟。明石では明石川、朝霧川氾濫。死者 6人、負傷者 3人、家屋の半壊 1,000 棟、漁船流失多数。 昭和 20 年 台風と自風全面の前線による豪雨。各地で期間降水量 300 mmを阿久根台風 超し、津名町志筑では、510 mm。死者・不明 231 人、負傷者 92人。家屋の全・半壊、流失 14,151 棟。明石では死者・不明 29人。家屋の全壊、流失 86 棟。昭和 21 年		屋の全壊、流失 108 棟。
照和 20 年 台風と台風全面の前線による豪雨。各地で期間降水量300 mmを 阿久根台風 超し、津名町志筑では、510 mm。死者・不明 231 人、負傷者 92 人。家屋の全・準壊、流失 14,151 棟。明石では死者・不明 29 人。家屋の全・準壊、流失 14,151 棟。明石では死者・不明 29 人。家屋の全壊、流失 86 棟。	昭和 20 年	淡路島、県南部では暴風と高潮、西播磨、但馬は豪雨。死者 19
照和 20 年 台風と台風全面の前線による豪雨。各地で期間降水量300 mを 阿久根台風 超し、津名町志筑では、510 mm。死者・不明 231 人、負傷者 92 人。家屋の全・半壊、流失 14,151 棟。明石では死者・不明 29 人。家屋の全壊、流失 86 棟。	枕崎台風	人、負傷者62人。家屋の全半壊、流出2,394棟。明石では明石
昭和 20 年 白風と台風全面の前線による豪雨。各地で期間降水量300 mmを超し、津名町志筑では、510 mm。死者・不明 231 人、負傷者 92 人。家屋の全・半壊、流失 14,151 棟。明石では死者・不明 29 人。家屋の全壊、流失 86 棟。 昭和 21 年 震源は、紀伊半島沖。津波の最大波高(南淡町福良)2.5 メートル。淡路島を中心に大きな被害。死者 50 人、負傷者 69 人。家屋の全半壊 865 棟。明石では家屋の全・半壊 4 棟。 昭和 24 年 現在の銀座通の国道 2 号線から海岸近くにかけて自由市場、銀行、旅館など、約 2 万平方メートルを焼失。全焼 372 棟、半焼 9 棟、負傷者 10 人。 昭和 25 年 ジェーン台風 路島と神戸以東の沿岸部で高潮、高波などにより大きな被害。死者・不明 41 人、負傷者 904 人。家屋の全・半壊、流失 13,880 棟。明石では全・半壊 58 棟。 昭和 26 年 ルース台風		川、朝霧川氾濫。死者6人、負傷者3人、家屋の半壊1,000棟、
阿久根台風 超し、津名町志筑では、510 mm。死者・不明 231 人、負傷者 92 人。家屋の全・半壊、流失 14,151 棟。明石では死者・不明 29 人。家屋の全壊、流失 86 棟。 震源は、紀伊半島沖。津波の最大波高(南淡町福良) 2.5 メートル。淡路島を中心に大きな被害。死者 50 人、負傷者 69 人。家屋の全半壊 865 棟。明石では家屋の全・半壊 4 棟。 昭和 24 年 現在の銀座通の国道 2 号線から海岸近くにかけて自由市場、銀行、旅館など、約 2 万平方メートルを焼失。全焼 372 棟、半焼 9 棟、負傷者 10 人。 神戸から西宮付近にかけて上陸。最大瞬間風速 48 メートル。淡路島と神戸以東の沿岸部で高潮、高波などにより大きな被害。死者・不明 41 人、負傷者 904 人。家屋の全・半壊、流失 13,880 棟。明石では全・半壊 58 棟。 各地で豪雨や高潮などにより大きな被害。死者 9 人、負傷者 35 人。明石では家屋の全・半壊、流失 18 棟。 昭和 26 年 入一分風 外明石では全・半壊、流失 18 棟。 昭和 28 年 台風 2号 家屋の全・半壊 21 棟。明石では死者・不明 3 人、負傷者 3 人。 昭和 28 年 台風 13 号 各地で暴風雨。最大瞬間風速(洲本)42 メートル、期間降水量 200 mm前後、一部で 300 mm以上。死者 6 人、負傷者 31 人。家屋の全・半壊、流失 1055 棟。明石では稲が倒れ、作付け面積約8 平方キロメートル。東南部では高潮と高波、北部では豪雨。死者 10 人、負傷者 134 人、家屋の全・半壊、流失 2,302 棟。明石では家屋の全・		漁船流失多数。
日本	昭和 20 年	台風と台風全面の前線による豪雨。各地で期間降水量300 mmを
田和 21 年 震源は、紀伊半島沖。津波の最大波高(南淡町福良) 2.5 メート 南海地震	阿久根台風	超し、津名町志筑では、510 mm。死者・不明 231 人、負傷者 92
昭和 21 年 震源は、紀伊半島沖。津波の最大波高(南淡町福良) 2.5 メート 南海地震 ル。淡路島を中心に大きな被害。死者 50 人、負傷者 69 人。家屋 の全半壊 865 棟。明石では家屋の全・半壊 4 棟。 明石駅前大火 現在の銀座通の国道 2 号線から海岸近くにかけて自由市場、銀 行、旅館など、約 2 万平方メートルを焼失。全焼 372 棟、半焼 9 棟、負傷者 10 人。 昭和 25 年 神戸から西宮付近にかけて上陸。最大瞬間風速 48 メートル。淡 路島と神戸以東の沿岸部で高潮、高波などにより大きな被害。 死者・不明41人、負傷者 904 人。家屋の全・半壊、流失 13,880 棟。明石では全・半壊 58 棟。 昭和 26 年 各地で豪雨や高潮などにより大きな被害。死者 9 人、負傷者 35 人。明石では家屋の全・半壊、流失 18 棟。 昭和 28 年 台風 2 号 瀬戸内海から明石付近に上陸。死者、不明8人。負傷者 7人。 家屋の全・半壊 21 棟。明石では死者・不明 3 人、負傷者 3 人。 昭和 28 年 各地で暴風雨。最大瞬間風速(洲本)42 メートル、期間降水量 200 ㎜前後、一部で 300 ㎜以上。死者 6 人、負傷者 31 人。家屋の全・半壊、流失 1055 棟。明石では稲が倒れ、作付け面積約 8 平方キロメートル。 室戸台風と同様の経路。最低気圧(洲本) 934.7 ヘクトパスカル、最大瞬間風速(洲本) 49 メートル、高波(五色町など) 7~8 メートル。県南部では高潮と高波、北部では豪雨。死者 10 人、負傷者 134 人、家屋の全・半壊、流失 2,302 棟。明石では家屋の全・		人。家屋の全・半壊、流失 14,151 棟。明石では死者・不明 29
南海地震 ル。淡路島を中心に大きな被害。死者 50人、負傷者 69人。家屋 の全半壊 865 棟。明石では家屋の全・半壊 4 棟。 明石駅前大火 現在の銀座通の国道 2 号線から海岸近くにかけて自由市場、銀 行、旅館など、約 2 万平方メートルを焼失。全焼 372 棟、半焼 9 棟、負傷者 10人。 昭和 25 年 神戸から西宮付近にかけて上陸。最大瞬間風速 48 メートル。淡 路島と神戸以東の沿岸部で高潮、高波などにより大きな被害。 死者・不明 41人、負傷者 904人。家屋の全・半壊、流失 13,880 棟。明石では全・半壊 58 棟。 昭和 26 年 各地で豪雨や高潮などにより大きな被害。死者 9人、負傷者 35人・刃石では家屋の全・半壊、流失 18 棟。 昭和 28 年		人。家屋の全壊、流失 86 棟。
昭和 24 年 現在の銀座通の国道 2 号線から海岸近くにかけて自由市場、銀明石駅前大火	昭和 21 年	震源は、紀伊半島沖。津波の最大波高(南淡町福良)2.5 メート
昭和 24 年 現在の銀座通の国道 2 号線から海岸近くにかけて自由市場、銀行、旅館など、約 2 万平方メートルを焼失。全焼 372 棟、半焼 9 棟、負傷者 10 人。 昭和 25 年 神戸から西宮付近にかけて上陸。最大瞬間風速 48 メートル。淡路島と神戸以東の沿岸部で高潮、高波などにより大きな被害。死者・不明 41 人、負傷者 904 人。家屋の全・半壊、流失 13,880 棟。明石では全・半壊 58 棟。 昭和 26 年	南海地震	ル。淡路島を中心に大きな被害。死者 50 人、負傷者 69 人。家屋
明石駅前大火 行、旅館など、約2万平方メートルを焼失。全焼372 棟、半焼9 棟、負傷者10人。 昭和25年 神戸から西宮付近にかけて上陸。最大瞬間風速48メートル。淡路島と神戸以東の沿岸部で高潮、高波などにより大きな被害。死者・不明41人、負傷者904人。家屋の全・半壊、流失13,880 棟。明石では全・半壊58 棟。 昭和26年 各地で豪雨や高潮などにより大きな被害。死者9人、負傷者35人。明石では家屋の全・半壊、流失18 棟。 昭和28年 瀬戸内海から明石付近に上陸。死者、不明8人。負傷者7人。家屋の全・半壊21 棟。明石では死者・不明3人、負傷者3人。昭和28年 各地で暴風雨。最大瞬間風速(洲本)42メートル、期間降水量台風13号 各地で暴風雨。最大瞬間風速(洲本)42メートル、期間降水量200 mm前後、一部で300 m以上。死者6人、負傷者31人。家屋の全・半壊、流失1055 棟。明石では稲が倒れ、作付け面積約8平方キロメートル。 昭和36年 室戸台風と同様の経路。最低気圧(洲本)934.7 ヘクトパスカル、最大瞬間風速(洲本)49メートル、高波(五色町など)7~8メートル。県南部では高潮と高波、北部では豪雨。死者10人、負傷者134人、家屋の全・半壊、流失2,302 棟。明石では家屋の全・		の全半壊 865 棟。明石では家屋の全・半壊 4 棟。
標、負傷者 10 人。 昭和 25 年 神戸から西宮付近にかけて上陸。最大瞬間風速 48 メートル。淡路島と神戸以東の沿岸部で高潮、高波などにより大きな被害。 死者・不明41人、負傷者 904人。家屋の全・半壊、流失13,880棟。明石では全・半壊58棟。 昭和 26 年 各地で豪雨や高潮などにより大きな被害。死者 9 人、負傷者 35 人。明石では家屋の全・半壊、流失18棟。 昭和 28 年 瀬戸内海から明石付近に上陸。死者、不明8人。負傷者7人。 家屋の全・半壊21棟。明石では死者・不明3人、負傷者3人。 昭和 28 年 各地で暴風雨。最大瞬間風速(洲本)42メートル、期間降水量 200 mm前後、一部で300 mm以上。死者6人、負傷者31人。家屋の全・半壊、流失1055棟。明石では稲が倒れ、作付け面積約8平方キロメートル。 昭和 36 年 室戸台風と同様の経路。最低気圧(洲本)934.7 ヘクトパスカル、最大瞬間風速(洲本)49メートル、高波(五色町など)7~8メートル。県南部では高潮と高波、北部では豪雨。死者10人、負傷者134人、家屋の全・半壊、流失2,302棟。明石では家屋の全・	昭和 24 年	現在の銀座通の国道 2 号線から海岸近くにかけて自由市場、銀
昭和 25 年 神戸から西宮付近にかけて上陸。最大瞬間風速 48 メートル。淡路島と神戸以東の沿岸部で高潮、高波などにより大きな被害。 死者・不明41人、負傷者904人。家屋の全・半壊、流失13,880棟。明石では全・半壊58棟。 8 地で豪雨や高潮などにより大きな被害。死者9人、負傷者35ルース台風 人。明石では家屋の全・半壊、流失18棟。 7 相 28 年 瀬戸内海から明石付近に上陸。死者、不明8人。負傷者7人。家屋の全・半壊21棟。明石では死者・不明3人、負傷者3人。 8 和 28 年 各地で暴風雨。最大瞬間風速(洲本)42メートル、期間降水量台風13号 名地で暴風雨。最大瞬間風速(洲本)42メートル、期間降水量200 mm前後、一部で300 mm以上。死者6人、負傷者31人。家屋の全・半壊、流失1055棟。明石では稲が倒れ、作付け面積約8平方キロメートル。	明石駅前大火	行、旅館など、約2万平方メートルを焼失。全焼372棟、半焼9
ジェーン台風 路島と神戸以東の沿岸部で高潮、高波などにより大きな被害。 死者・不明41人、負傷者904人。家屋の全・半壊、流失13,880 棟。明石では全・半壊58 棟。 昭和26年 各地で豪雨や高潮などにより大きな被害。死者9人、負傷者35 人。明石では家屋の全・半壊、流失18 棟。 昭和28年 瀬戸内海から明石付近に上陸。死者、不明8人。負傷者7人。 家屋の全・半壊21 棟。明石では死者・不明3人、負傷者3人。 昭和28年 各地で暴風雨。最大瞬間風速(洲本)42 メートル、期間降水量台風13号 台風3号 名地で暴風雨。最大瞬間風速(洲本)42 メートル、期間降水量200 mm前後、一部で300 mm以上。死者6人、負傷者31人。家屋の全・半壊、流失1055 棟。明石では稲が倒れ、作付け面積約8平方キロメートル。 昭和36年 室戸台風と同様の経路。最低気圧(洲本)934.7 ヘクトパスカル、最大瞬間風速(洲本)49メートル、高波(五色町など)7~8メートル。県南部では高潮と高波、北部では豪雨。死者10人、負傷者134人、家屋の全・半壊、流失2,302 棟。明石では家屋の全・		棟、負傷者 10 人。
死者・不明41人、負傷者904人。家屋の全・半壊、流失13,880 棟。明石では全・半壊58棟。 昭和26年 各地で豪雨や高潮などにより大きな被害。死者9人、負傷者35 ルース台風 人。明石では家屋の全・半壊、流失18棟。 昭和28年 瀬戸内海から明石付近に上陸。死者、不明8人。負傷者7人。 家屋の全・半壊21棟。明石では死者・不明3人、負傷者3人。 昭和28年 各地で暴風雨。最大瞬間風速(洲本)42メートル、期間降水量 台風13号 200 mm前後、一部で300 mm以上。死者6人、負傷者31人。家 屋の全・半壊、流失1055棟。明石では稲が倒れ、作付け面積約 8平方キロメートル。 昭和36年 室戸台風と同様の経路。最低気圧(洲本)934.7 ヘクトパスカ ル、最大瞬間風速(洲本)49メートル、高波(五色町など)7~8メ ートル。県南部では高潮と高波、北部では豪雨。死者10人、負傷 者134人、家屋の全・半壊、流失2,302棟。明石では家屋の全・	昭和 25 年	神戸から西宮付近にかけて上陸。最大瞬間風速 48 メートル。淡
棟。明石では全・半壊 58 棟。 日和 26 年 各地で豪雨や高潮などにより大きな被害。死者 9 人、負傷者 35 ルース台風 人。明石では家屋の全・半壊、流失 18 棟。 瀬戸内海から明石付近に上陸。死者、不明8人。負傷者7人。 家屋の全・半壊 21 棟。明石では死者・不明 3 人、負傷者 3 人。 日和 28 年 各地で暴風雨。最大瞬間風速(洲本)42 メートル、期間降水量 200 mm前後、一部で 300 mm以上。死者 6 人、負傷者 31 人。家屋の全・半壊、流失 1055 棟。明石では稲が倒れ、作付け面積約8 平方キロメートル。 日和 36 年 室戸台風と同様の経路。最低気圧(洲本)934.7 ヘクトパスカル、最大瞬間風速(洲本)49メートル、高波(五色町など)7~8メートル。県南部では高潮と高波、北部では豪雨。死者 10 人、負傷者 134 人、家屋の全・半壊、流失 2,302 棟。明石では家屋の全・	ジェーン台風	路島と神戸以東の沿岸部で高潮、高波などにより大きな被害。
昭和 26 年		死者・不明41人、負傷者904人。家屋の全・半壊、流失13,880
ルース台風 人。明石では家屋の全・半壊、流失 18 棟。 昭和 28 年 瀬戸内海から明石付近に上陸。死者、不明8人。負傷者7人。 家屋の全・半壊 21 棟。明石では死者・不明 3 人、負傷者 3 人。 昭和 28 年 各地で暴風雨。最大瞬間風速(洲本)42 メートル、期間降水量 台風 13 号 200 mm前後、一部で 300 mm以上。死者 6 人、負傷者 31 人。家 屋の全・半壊、流失 1055 棟。明石では稲が倒れ、作付け面積約 8 平方キロメートル。 昭和 36 年 室戸台風と同様の経路。最低気圧(洲本)934.7 ヘクトパスカ ル、最大瞬間風速(洲本)49メートル、高波(五色町など)7~8メ ートル。県南部では高潮と高波、北部では豪雨。死者 10 人、負傷 者 134 人、家屋の全・半壊、流失 2,302 棟。明石では家屋の全・		棟。明石では全・半壊 58 棟。
昭和 28 年	昭和 26 年	各地で豪雨や高潮などにより大きな被害。死者 9 人、負傷者 35
会風 2 号 家屋の全・半壊 21 棟。明石では死者・不明 3 人、負傷者 3 人。 昭和 28 年 各地で暴風雨。最大瞬間風速(洲本)42 メートル、期間降水量 200 mm前後、一部で 300 mm以上。死者 6 人、負傷者 31 人。家屋の全・半壊、流失 1055 棟。明石では稲が倒れ、作付け面積約8平方キロメートル。 昭和 36 年 室戸台風と同様の経路。最低気圧(洲本)934.7 ヘクトパスカル、最大瞬間風速(洲本)49メートル、高波(五色町など)7~8メートル。県南部では高潮と高波、北部では豪雨。死者 10 人、負傷者 134人、家屋の全・半壊、流失 2,302 棟。明石では家屋の全・	ルース台風	人。明石では家屋の全・半壊、流失 18 棟。
昭和 28 年	昭和 28 年	瀬戸内海から明石付近に上陸。死者、不明8人。負傷者7人。
台風 13 号 200 mm前後、一部で 300 mm以上。死者 6 人、負傷者 31 人。家屋の全・半壊、流失 1055 棟。明石では稲が倒れ、作付け面積約8 平方キロメートル。	台風2号	家屋の全・半壊 21 棟。明石では死者・不明 3 人、負傷者 3 人。
屋の全・半壊、流失 1055 棟。明石では稲が倒れ、作付け面積約8 平方キロメートル。 昭和36年 室戸台風と同様の経路。最低気圧(洲本)934.7 ヘクトパスカル、最大瞬間風速(洲本)49メートル、高波(五色町など)7~8メートル。県南部では高潮と高波、北部では豪雨。死者10人、負傷者134人、家屋の全・半壊、流失2,302棟。明石では家屋の全・	昭和 28 年	各地で暴風雨。最大瞬間風速(洲本)42 メートル、期間降水量
8 平方キロメートル。 昭和 36 年 第 2 室戸台風と同様の経路。最低気圧(洲本)934.7 ヘクトパスカル、最大瞬間風速(洲本)49メートル、高波(五色町など)7~8メートル。県南部では高潮と高波、北部では豪雨。死者 10 人、負傷者134人、家屋の全・半壊、流失 2,302 棟。明石では家屋の全・	台風 13 号	200 mm前後、一部で 300 mm以上。死者 6 人、負傷者 31 人。家
昭和36年 第2室戸台風と同様の経路。最低気圧(洲本)934.7 ヘクトパスカル、最大瞬間風速(洲本)49メートル、高波(五色町など)7~8メートル。県南部では高潮と高波、北部では豪雨。死者10人、負傷者134人、家屋の全・半壊、流失2,302棟。明石では家屋の全・		屋の全・半壊、流失 1055 棟。明石では稲が倒れ、作付け面積約
第2室戸台風 ル、最大瞬間風速(洲本)49メートル、高波(五色町など)7~8メートル。県南部では高潮と高波、北部では豪雨。死者10人、負傷者134人、家屋の全・半壊、流失2,302棟。明石では家屋の全・		8 平方キロメートル。
ートル。県南部では高潮と高波、北部では豪雨。死者 10 人、負傷者 134人、家屋の全・半壊、流失 2,302 棟。明石では家屋の全・	昭和 36 年	室戸台風と同様の経路。最低気圧(洲本)934.7 ヘクトパスカ
者134人、家屋の全・半壊、流失2,302棟。明石では家屋の全・	第2室戸台風	ル、最大瞬間風速(洲本)49メートル、高波(五色町など)7~8メ
		ートル。県南部では高潮と高波、北部では豪雨。死者 10 人、負傷
半壊 5 棟。明石川にかかる上西橋の 3 分の1が流失。		者134人、家屋の全・半壊、流失2,302棟。明石では家屋の全・
		半壊 5 棟。明石川にかかる上西橋の 3 分の1が流失。

明石でも強い寒波が続き1月と2月の最低気温マイナス4度、最
高気温9度。海水温の低下によりタコがほぼ死滅。
相生付近に上陸。最低気圧(姫路)952.3 ヘクトパスカル、最大
瞬間風速(洲本)57メートル。県南部では暴風雨、高潮。死者 20
人、負傷者381人。家屋の全・半壊、流失2,044棟。明石では最
大瞬間風速 47 メートル。沿岸部を中心に大きな被害。
台風 23 号の 3 日後から台風 24 号と活発化した前線による連
日の豪雨。期間降水量(三原町市)732 mm。死者、不明 17 人、負
傷者 59 人。家屋の全・半壊、流失 238 棟。 明石では台風 23 号
と合わせて死者 3 人、負傷者 18 人。家屋の全・半壊 459 棟。
各地で最大瞬間風速 30 メートルを超える南寄りの暴風。期間降
水量 60 ㎜以下。塩風害による停電 13 万世帯。農作物被害 45
億円。交通機関の途絶が相次ぐ。明石では停電 18,800 世帯、
農作物被害 6,000 万円。
震源は淡路島北部。最大震度 7。死者 6,434 人、行方不明者 3
人。負傷者 4 万 3,792 人。家屋の全・半壊 7,456 棟。避難者
(最大時)1,153 カ所 31 万 6,678 人。明石では死者 26 人(市
内で 11 人・市外で 15 人)
負傷者 1,884 人。家屋の全・半壊 9,614 棟。避難者(最大時)
23 カ所 3,369 人。

2 対象とする自然災害

明石市に大きな被害をもたらす自然災害として、明石市の自然的条件や過去の災害 発生、予見の状況、県地域計画の設定も踏まえ、本計画で対象とする大規模自然災害を 以下のとおり設定した。

自然災害の種類	想定する被害の様相等
日然火音の種類	心足りの秋音の秋間寺
南海トラフ地震	今後30年の間に70%~80%の確率で発生するとされている
	南海トラフに起因するマグニチュード 8~9 クラスの地震や津波
	により、人身や建物、社会インフラに甚大な被害が及ぶ。
土砂災害	大雨により、大規模な土石流・地すべり・崖崩れ及び同時多発
	的な土砂災害が広範囲で発生し、人身や建物に大きな被害が及
	び、物流・生活道路の寸断等が生じる。
洪水	1,000 年に一回程度の想定最大降雨により、河川の氾濫、広
	範囲かつ長時間に及ぶ浸水、人身や建物被害、物流・生活道路
	の寸断等が生じる。

高潮	台風接近に起因する過去の事例も考慮した最大規模の集中豪
	雨などにより、海水が堤防を越流、沿岸部の広範囲が浸水して大
	きな被害が生じる。
内水氾濫	大雨による大量の雨水の地表滞留、排水路の氾濫等により、都
	市部の広範囲が浸水し、人身、建物、地下街等に大きな被害が及
	ぶ。
複合災害	南海トラフ地震の発生前後での集中豪雨や高潮、大型の台風
	が連続して襲来することなどにより、被害がさらに拡大する。

第4章 強靭化の現状と課題(脆弱性評価)

1 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

国及び兵庫県の強靭化基本計画において設定された大規模自然災害発生時における 「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を基本としつつ、本市の地域特性や基 礎自治体としての役割を踏まえ、次のとおり、8 つの「事前に備えるべき目標」と38 の「起 きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を設定した。

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

起こであるうない取心の事态(フハフン) 707		
事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
1 大規模自然災害が発生し	1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災、住宅密集地	
たときでも人命の保護が最	における火災による多数の死傷者の発生	
大限図られる。	1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	
	1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による	
	多数の死傷者の発生	
	1-4 大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者の	
	発生	
	1-5 情報伝達の不備や意識の低さ等による避難行動の遅れ等で	
	の多数の死傷者の発生	
2 大規模自然災害発生直	2-1 被災地での食料・飲料水、電力、燃料等、生命に関わる物資	
後から救助・救急、医療活動	供給の長期停止	
等が迅速に行われる。	2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急	
	活動等の絶対的不足	
	2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途	
	絶	
	2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱	
	2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート	
	の途絶による医療・福祉機能の麻痺	
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
	2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災	
	者の健康状態の悪化・死者の発生	
3 大規模自然災害発生直	3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
後から必要不可欠な行政機		
能は確保する。		

4 大規模自然災害発生直	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
後から必要不可欠な情報	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝
通信機能は確保する。	達できない事態
5 大規模自然災害発生後	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
であっても、経済活動(サプ	5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー
ライチェーンを含む)を機能	供給の停止
不全に陥らせない。 	5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-4 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-5 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発
	生する事態
	5-6 食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後	6-1 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や石油・LPガ
であっても、生活・経済活動	スサプライチェーンの機能の停止
に必要最低限の電気、ガス、	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
上下水道、燃料、交通ネット	
ワーク等を確保するととも	6-3 下水道の長期間にわたる機能停止
に、これらの早期復旧を図	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
る。	0 年 心外又地不グログ グルカ南 9 の事心
7 制御不能な二次被害を発	7-1 市街地での大規模火災の発生
生させない。	7-2 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発
	生
	7-4 有害物質の大規模拡散・流出
	7-5 農地の荒廃による被害の拡大
8 大規模自然災害発生後	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興
であっても、地域社会・経済	が大幅に遅れる事態
が迅速に再建・回復できる条	8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材不足により復旧・復興が
件を整備する。	大幅に遅れる事態
	8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が
	大幅に遅れる事態
	8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生
	により復旧・復興が大幅に遅れる事態

8-6 避難所運営がうまくいかず避難所における自治が崩壊する事態
8-7 被災者の住居確保等の遅延により生活再建が遅れる事態
8-8 地域経済等に甚大な影響を及ぼす風評被害等の発生

2 脆弱性の評価

脆弱性の評価は、設定した「起きてはならない最悪の事態」の回避に寄与する明石市の 個別事業計画等について、その進捗状況等を可能な限り定量的に分析することで、以下 の観点も踏まえて実施した。

- ・ 市の総合計画や推進中あるいは計画中の事業、その他関連計画に基づいた施策の 洗い出しと、それら整合性の確保
- ・ 人口減少や高齢化等、明石市の実情を踏まえた重点的な取り組みの反映
- ・ 明石市事業継続計画で課題となった人材やその他資源の不足等に対する改善策とし て掲げている対策計画の考慮

目標:1 大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる。

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災、住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生

(施設の耐震化等)

- ◆ 住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化【住宅・建築室、関係部局】
 - ○民間の住宅や多数の者が利用する建築物(病院等)の耐震化については、耐震改修の 経済的負担が大きく、そのための取組が進みにくいことなどから、民間建築物の耐震 化に資する取組を行っていく必要がある。
 - ○民間の社会福祉施設、保育所等の耐震化等に資する取組を行っていく必要がある。
- ◆ 市有建築物の新設、耐震化、機能改善【各局】
 - ○南海トラフ巨大地震や六甲・淡路島断層帯による地震等の被害想定では、震度 5 強から震度 7 の地震が発生する可能性があるとされているが、市役所本庁舎等の建て替えや市有建築物(学校、社会福祉施設、市民病院、保育所、認定こども園、市民会館、市民センター等)の新設、耐震化、施設の機能改善などに取り組む必要がある。
 - ○熊本地震の経験を踏まえると、本市においても天井や照明器具、吊り下げ式バスケットゴールの落下、窓ガラスの破損など非構造部材の損傷により、指定避難所(生活避難場所)として利用できなくなる施設が存在することから、非構造部材の耐震化、落下防止に取り組む必要がある。(平成27年度に終了)
 - ○老朽市営住宅の対策が必要である。

◆ 橋梁の耐震化【道路安全室】

○地震により橋りょうが倒壊、落橋し、人的被害の発生や、発災後に緊急輸送道路の機能が喪失されることのないよう、耐震化に取り組む必要がある。

◆ 公園施設の耐震化、長寿命化【都市整備室】

○災害時に避難地・避難路になるとともに火災の延焼防止の役割を担う公園・緑地において、市民が安心して避難できる空間となるよう「明石市公園施設長寿命化計画」を策定し、適切な維持管理を行いつつ老朽化した公園施設の改築・更新等を進めているが、令和元年度末で計画未策定の公園があるため、長寿命化計画の取組みを強化・促進する必要がある。

◆ 道路ネットワークの確保【道路安全室、住宅・建築室】

- ○災害時に活用する道路を確保するため、無電柱化を進めるなど、道路ネットワークの整備を行う必要がある。
- ○大規模な地震等により沿道建築物の倒壊等で道路が閉鎖されるといった事態を回避 するため、通行を確保すべき道路の沿道建築物について、耐震診断・耐震改修を促進 する必要がある。

- ○異常気象時や大規模な災害時において、緊急輸送道路等の確実な通行を確保するため、道路防災対策や橋梁耐震化を進めるとともに、警察と連携し非常用発電機をつけた信号機の整備(現在6カ所(国道2号、国道250号)で設置、非常用発電機をつければ作動する信号機が14カ所設置済み)を促進する必要がある。
- ○道路ネットワークを整備し、道路が持つ延焼防止機能の発現により、地震発生時に発生する火災の延焼拡大を抑止する必要がある。

◆ 危険老朽空き家対策【住宅・建築室】

○危険老朽空き家は、人口・世帯数の減少や高齢化の進行など、構造的な問題から今後 も増加していくものと考えられることから、管理が不十分な危険老朽空き家について、 災害時の倒壊等による危害を防ぐための対策が必要である。

◆ 大規模盛土造成地の調査・指導【住宅・建築室】

○平成7年の兵庫県南部地震等時に他市の大規模盛土造成地で滑動崩落の被害が発生した事例があることから、その位置及び規模並びに安全性を調査し、盛土造成地の耐震化及び所有者への注意喚起を行う。

(消防)

◆ 消防活動拠点の整備と機能強化【消防局】

- ○消防庁舎等の耐震化を含め老朽化対策が必要である。
- ○消防活動の長期化、流通経路の途絶に備え、備蓄対策が必要である。
- ○緊急消防援助隊等の応援隊の活動を円滑に進めるため、明石市消防受援計画に定め る宿営地等の受入れ体制の拡充整備が必要である。

◆ 消防活動隊の出動体制強化【消防局】

○同時多発的に火災、救急、救助等の災害が発生した場合、現状の消防力が劣勢になる ことが予測されるため、出動可能隊数の増隊を図る必要がある。

◆ 消防団の充実強化【消防局】

○消防団は地域防災力の中核として大きな役割を果たしていることから、被用者(事業所等に雇用されているサラリーマン等)の増加、女性消防団員の活動に対するニーズの増加などに伴う多くの課題に対応し、消防団の充実強化や活性化を図る必要がある。

(防火対策)

◆ 住宅防火対策【消防局】

○大規模災害に伴う燃焼機器への可燃物落下による出火や、停電発生から復電時にお きる出火の危険性などについて、幅広く市民に周知することが必要である。

◆ 住宅用火災警報器の設置推進【消防局】

○火災の早期発見のため、住宅用火災警報器の設置促進が必要である。

◆ 消防法及び建築基準法の法令違反の建物に対する是正推進【消防局、住宅・建築室】

○市民の安全安心に寄与するため、火災発生時に人命危険が大きい法令違反対象物を 早期に改修させる必要がある。

◆ 消防水利の多様化【消防局】

○市街地における消防水利の多くを占める消火栓は、大規模地震発災時には、地盤の変動による水道管の破損、断水等により使用不能になると予想されることから、消防水利の多様化が必要である。

◆ 密集住宅市街地等の防災性向上【消防局、都市整備室】

○建築物の密集化が著しい既成市街地では、地震発生時に同時多発する火災が延焼拡大して大規模火災につながるおそれがあることから、迅速な消火活動等ができるよう 「区域警防計画」の策定や、良好な市街地環境の形成・保全を図る必要がある。

(自助・共助)

♦ 防災教育·啓発【総合安全対策室】

- ○大規模な自然災害が発生した際に、被害を最小限に抑えるには、地域において、行政 と住民が一体となった取組が不可欠なことから、地域住民が主体となった自助・共助の 防災活動を活性化する必要がある。
- ○大地震等の発生に備え、企業が自衛活動に留まることなく、近隣地域での発災に対しても自発的な応援活動を行うなどの防災体制の強化を推進する必要がある。

(災害時要配盧者)

◆ 避難行動要支援者の支援体制の構築【福祉局、総合安全対策室】

○避難行動要支援者名簿を整備し、行政と地域関係者が緊密に連携して、障害がある 人への情報伝達など、要支援者の実情に応じた具体的な支援方法を検討し、避難行 動要支援者名簿を活用した実効性ある支援体制を構築する必要がある。

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

◆ 安全な避難の確保【総合安全対策室、消防局】

- ○津波ハザードマップにより、沿岸部の住民、事業所等に対し、津波に関する情報や指定 緊急避難場所の周知を図る必要がある。
- ○津波からの確実な避難のため、津波避難ビル等の確保に向けた取り組みを継続的に 行う必要がある。
- ○津波発生時の情報伝達を円滑に行うため、防災行政無線や各種情報システム等の操作の習熟、情報伝達手段の多様化を図る必要がある。
- ○総合防災訓練の実施により関係機関の応急対応力の向上を図る必要がある。
- ○自主防災活動の活性化及び組織率の向上を図り、自助、共助による住民の安全な避難を確保する必要がある。

◆ 防御施設の改良【産業振興室、道路安全室】

○高潮・津波による被害を最小限にするため、漁港海岸保全施設について、機能保全計画に基づき、施設の防御機能を可能な限り長期間維持できるよう、予防保全の考えに基づいた適切な維持管理をしていく必要がある。

◆ 防御施設の迅速な操作【道路安全室】

○高潮・津波による被害を最小限にするため、河川樋門ゲート及び港湾・海岸の防潮門 扉を迅速に操作する必要があることから、情報伝達システムの構築や多様化、機動力 の向上を図る必要がある。

♦ 防災教育·啓発【総合安全対策室】

○高潮、津波等からの住民等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、学校での防災授業、や住民等に津波に対する危険性や予防対策等について周知を図る必要がある。

◆ 避難行動要支援者の支援体制の構築【福祉局、総合安全対策室】

- ○避難行動要支援者名簿を整備し、行政と地域関係者が緊密に連携し、障害がある人への情報伝達など、要支援者の実情に応じた具体的な支援方法を検討し、避難行動要支援者名簿を活用した実効性ある支援体制を構築する必要がある。
- ○避難行動要支援者名簿を整備し、行政と地域関係者が緊密に連携して障害がある人への情報伝達など、要支援者の実情に応じた具体的な支援方法を検討し、避難行動要支援者名簿を活用した実効性ある支援体制を構築する必要がある。

◆ 要配慮者利用施設における災害時の体制整備の強化【総合安全対策室、福祉局】

○高齢者や障害者等、要配慮者が入所する要配慮者利用施設において、水害や土砂災 害などの災害時における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な事 項を定めた計画の策定等についての取組みを促進する必要がある。

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

◆ 漁港の高潮対策【産業振興室】

○高潮・津波による被害を最小限にするため、漁港施設について、機能保全計画に基づき、施設の防御機能を可能な限り長期間維持できるよう、予防保全の考えに基づいた 適切な維持管理をしていく必要がある。

◆ 港湾・海岸の高潮対策【道路安全室】

○明石港、江井島港、東播磨港及び海岸部の高潮対策を県と連携し強化するとともに、 老朽化施設の改修が必要である。

◆ 河川の高潮対策【道路安全室】

○2級河川の高潮対策を県と連携して対応する必要がある。

◆ 河川の整備【道路安全室】

○治水安全度を高めるため、県の河川整備計画に基づき、順次整備が進むように県と連携して対応する必要がある。

◆ 内水氾濫対策【下水道室、道路安全室、産業振興室】

○近年の気候変動の影響により、局所的な集中豪雨が増えている状況があるため、計画 的に雨水管整備を実施するとともに、既設雨水管や市が管理する道路側溝・用水路等 の適切な維持管理を行う必要がある。また、高潮により海・河川の外水位が上昇し、地 盤が低い市街地においては、浸水被害を受けやすく長期化することから、排水ポンプ を設置や、ため池については、貯留効果を活用した治水対策を進める必要がある。

◆ ハザードマップの改訂【総合安全対策室】

○市街化の発展やゲリラ豪雨の増加により、洪水のリスクが高まっている。令和元年5月 に発行したハザードマップをもとに、県の最新のシミュレーション結果(1000 年に1度 など)を取り入れ、定期的に改訂する必要がある。

♦ 防災教育·啓発【総合安全対策室】

○水害等からの住民等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、市民等に浸水による危険性や予防対策等について周知を図る必要がある。

◆ 避難行動要支援者の支援体制の構築【福祉局、総合安全対策室】

○避難行動要支援者名簿を整備し、行政と地域関係者が緊密に連携して障害がある人への情報伝達など、要支援者の実情に応じた具体的な支援方法を検討し、避難行動要支援者名簿を活用した実効性ある支援体制を構築する必要がある。

◆ 要配慮者利用施設における災害時の体制整備の強化【総合安全対策室、福祉局】

○高齢者や障害者等、要配慮者が入所する要配慮者利用施設において、水害や土砂災 害などの災害時における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な事 項を定めた計画の策定等についての取組みを促進する必要がある。

1-4 大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生

◆ 住宅への土砂災害対策支援【都市整備室】

○土砂災害特別警戒区域等にある既存不適格住宅の居住者の人命と財産の保護を図 る必要がある。

◆ ため池・水路等整備【産業振興室】

○豪雨や地震等によるため池の決壊等に対して、対応が困難となり人的被害が発生する おそれがあるため、被害を軽減する方策を検討する必要がある。

◆ 安全な避難の確保【総合安全対策室、産業振興室】

- ○県による土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の区域指定に基づいた「ハザードマップ」の作成、公表により、市民等の土砂災害に対する危険性や予防対策などの認識を高めてもらいながら、ソフト対策も含めた取組を継続的に進めていく必要がある。
- ○決壊した場合に甚大な被害が想定されるため池については、決壊したときの浸水想定 区域や避難場所・避難所、避難経路を示すハザードマップを作成し、市民への普及啓 発を促進し、住民の避難体制を確立する必要がある。
- ○総合的な防災訓練の実施により、防災関係機関及び地域住民の応急対応力の向上を 図る必要がある。

◆ 防災教育·啓発【都市整備室、産業振興室、総合安全対策室】

○土砂災害、ため池の決壊等からの住民等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、市 民等に危険性や予防対策等について周知を図る必要がある。

◆ 土砂災害警戒区域等点検【都市局】

○土砂災害警戒区域及び特別警戒区域について、継続的に安全性を確認する必要がある。

◆ 避難行動要支援者の支援体制の構築【福祉局、総合安全対策室】

○避難行動要支援者名簿を整備し、行政と地域関係者が緊密に連携して、障害がある 人への情報伝達など、要支援者の実情に応じた具体的な支援方法を検討し、避難行 動要支援者名簿を活用した実効性ある支援体制を構築する必要がある。

◆ 要配慮者利用施設における災害時の体制整備の強化【総合安全対策室、福祉局】

○高齢者や障害者等、要配慮者が入所する要配慮者利用施設において、水害や土砂災 害などの災害時における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な事 項を定めた計画の策定等についての取組みを促進する必要がある。

1-5 情報伝達の不備や意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

◆ 災害リスクの周知【総合安全対策室、産業振興室】

- ○津波、洪水、土砂災害、高潮、ため池災害、揺れやすさ、地震危険度、液状化危険度などに係るハザードマップの作成、公表により、市民に危険性や予防対策などの知識を高めてもらいながら、災害リスクが高まった場合に、自らの判断で適切な避難行動がとれるように促す必要がある。
- ○総合的な防災訓練の実施により、関係機関の応急対応力の向上を図る必要がある。
- ○自主防災活動の活性化を図り、自助、共助による住民の安全な避難を確保する必要がある。

◆ 災害情報伝達体制の推進【総合安全対策室、産業振興室】

- ○市民等への迅速かつ正確な災害情報の伝達に向けて、Jアラート自動起動装置の整備、 Lアラートへの情報配信、同報系防災行政無線や音声告知放送、個人レベルで情報取 得が可能な電子メールやSNSの活用、戸別受信機など多様化を進めているが、今後 も時代に即した方法を的確に取り入れていく必要がある。
- ○情報収集・伝達手段の効果的な利活用をより一層充実させるため、継続的に職員向け システムの導入や操作研修、防災訓練等を進めていく必要がある。
- ○災害直後から継続して各種情報システムが稼働できるよう、対策を講じる必要がある。
- ○市民等への正確な情報提供、市の迅速な災害対応のため、発災直後から被災現場等 の情報を迅速に収集、伝達するツールを維持・整備する必要がある。

◆ 避難行動要支援者の支援体制の構築【福祉局、総合安全対策室】

○避難行動要支援者名簿を整備し、行政と地域関係者が緊密に連携して、障害がある 人への情報伝達など、要支援者の実情に応じた具体的な支援方法を検討し、避難行 動要支援者名簿を活用した実効性ある支援体制を構築する必要がある。

◆ 要配慮者利用施設における災害時の体制整備の強化【総合安全対策室、福祉局】

- ○高齢者や障害者等、要配慮者が入所する要配慮者利用施設において、水害や土砂災 害などの災害時における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な事 項を定めた計画の策定等についての取組みを促進する必要がある。
- ◆ 多言語による防災関連資料、パンフレットなどの作成・配布【総合安全対策室】
 - ○災害時に外国人が被害にあわないよう、外国語によるハザードマップ、やさしい日本語 による防災パンフレットなどを作成配布し、防災に関して外国人への一層の周知をる必 要がある。

目標:2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。

2-1 被災地での食料・飲料水、電力、燃料等、生命に関わる物資供給の長期停止

◆ 物資調達・供給体制の構築【総合安全対策室、市民生活局】

- ○災害発生時においては、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活関連商品等の物 資の確保が困難となることが予想されるため、物資供給体制の整備を図る必要があ る。
- ○物資確保に向けた大規模小売業者等との協定締結を推進する必要がある。
- ○協定締結先からの物資調達や他市、他県、国からの救援物資の受入れ、被災地への 配送が円滑に行えるよう、マニュアルの充実や訓練の実施が必要である。

- ◆ 備蓄計画の推進、避難所における物資・資器材の確保、家庭内備蓄の啓発【総合安全 対策室】
 - ○広域的な災害となった場合には、物資調達及び配送に支障が出て流通備蓄がすぐに は機能しない恐れがあり、発災初期の対応に、十分な量の物資を備蓄する必要がある ため、公的な備蓄及び企業内備蓄、家庭内備蓄を推進する必要がある。
- ◆ 物資供給ルートの確保【道路安全室、住宅・建築室】
 - ○緊急輸送道路を跨ぐ橋梁の耐震対策・維持補修を進めるほか、緊急輸送道路の舗装 補修や路面下空洞調査を行う必要がある。
 - ○災害時に活用する道路を確保するため、無電柱化を進めるなど、道路ネットワークの整備を行う必要がある。

◆ 水道施設の耐震化【水道局】

○南海トラフ地震などの大規模な災害に備え、強靭で信頼性の高い水道施設の構築を 図るため、耐震化を進める必要がある。また人命の保護、安全確保から医療施設など 災害時における給水優先度の高い施設へ至る管路の耐震化を図る必要がある。

◆ 応急給水体制の整備【水道局】

○水道施設が被災した場合に備え、隣接市町等との相互応援体制、水道事業体や民間 団

体との応急給水、応急復旧、燃料確保に関する協定締結を実施し、定期的に訓練を実施しているが、より効果的な応援体制を構築すべく、継続して訓練を実施する必要がある。

- ○災害時の応急給水を行うため、避難所となる小中学校に応急給水バルーンを配備している。また、市内9カ所に設置している耐震性貯水槽を計画的に維持管理していく必要がある。
- ◆ 市場施設の防火・耐震化【産業振興室】
 - ○継続的な食糧等の流通のため、施設の防火、耐震対策を進める必要がある。
- ◆ 電気・ガスの早期復旧【総合安全対策室】
 - ○電気・ガス等ライフラインの早期復旧に向けて、市と事業者が連携しておく必要がある。

2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

◆ 消防活動拠点の整備と機能強化【消防局】

- ○消防庁舎等の耐震化を含め老朽化対策が必要である。
- ○大規模災害発生後の活動の長期化及び流通経路の途絶に備え、備蓄対策が必要である。

- ○大規模災害発生直後から迅速に消防活動を行うため、短時間で消防職員を召集できる体制の整備が必要である。
- ○緊急消防援助隊等の応援隊の活動を円滑に進めるため、明石市消防受援計画に定める宿営地等の受入れ体制の拡充整備が必要である。

◆ 消防活動隊の出動体制強化【消防局】

○同時多発的に火災、救急、救助等の災害が発生した場合、現状の消防力が劣勢になる ことが予測されるため、出動可能隊数の増隊を図る必要がある。

◆ 災害対応の体制・資機材の充実【消防局】

- ○救助・救急及び消火等に係る各種装備・資器材の充実を図る必要がある。
- ○災害により活動不能に陥る消防車両等の発生や、道路の亀裂や液状化等により車両が走行困難になる可能性があるため、消防車両の配置場所を検討するとともに、車両等を更新する場合には性能・機能強化を図る必要がある。
- ○関係機関との連携強化を含め、消防職員の大規模災害対応能力を向上させていく必要がある。

◆ 消防の情報通信施設の強化【消防局】

○119 番通報の受信、出動隊の編成、指令を送る設備である通信指令システムと、消防 救急活動の情報伝達を行う無線設備は極めて重要なシステムであるため、冗長性、耐 障害性、耐災害性などを強化する必要がある。

◆ 消防団の充実強化【消防局】

- ○消防団は地域防災力の中核として大きな役割を果たしていることから、被用者(事業所等に雇用されているサラリーマン等)の増加、女性消防団員の活動に対するニーズの増加などに伴う多くの課題に対応し、消防団の充実強化や活性化を図る必要がある。
- ○大規模災害時の活動現場において、地域防災の要である消防団員の活動力の強化と 安全確保のため、装備品を充実させていく必要がある。

◆ 防災教育·啓発【総合安全対策室、消防局、市民協働推進室】

- ○大規模災害時には、消防等による「公助」が不足することが過去の例からも想定されることから、地域の防災力の充実強化のため、引き続き、地域の自主防災組織の組織活動の活発化に取り組む必要がある。
- ○地域の防災力を向上させるため、大規模自然災害を想定した各種訓練を定期的に実施し検証を行うことで、地域防災体制の更なる充実を図る必要がある。

2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

◆ 燃料の確保【総合安全対策室】

○災害時の救助・救急、医療活動のためのエネルギーを確保するため、関係機関等との 協定等により燃料を確保する必要がある。

◆ 電気・ガスの早期復旧【総合安全対策室】

○電気・ガス等ライフラインの早期復旧に向けて、市と事業者が連携しておく必要がある。

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱

◆ 大規模災害時の一斉帰宅の抑制と帰宅困難者の受入対策【総合安全対策室】

○大規模地震が発生し公共交通機関が運行停止となる場合には、通勤・通学や買い物などで外出している人が帰宅できなくなる可能性がある。また、明石駅など交通結節点周辺では、多くの人が一斉に帰宅しようとして混乱することが予測されることから、市内の企業、関係機関とも連携を図りながら、帰宅困難者の一斉帰宅抑制と受入対策に取り組む必要がある。

2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺

◆ 災害時における医療体制の整備【保健所】

○大規模地震時には医療資源が大幅に不足することが予想されるため、効率的に救護 活動等を展開できるよう、関係医療機関等と平常時から調整を行う必要がある。

◆ 医療救護・保健計画の策定【保健所】

○災害時の医療救護・保健活動を円滑に実施するため、関係機関が実施する基本的事項、時間的経過に応じた活動方法を定める必要がある。

◆ 救護班の整備【保健所】

○大規模災害時、市は必要に応じて救護所を設置したり、医師、看護師を必要な病院に 派遣することとしている。そのための救護班を適切に運用するため、医師会、歯科医師 会、薬剤師会等と緊密に連携する必要がある。

◆ 民間の医療機関の耐震化の促進【住宅・建築室】

○大規模地震時の医療提供体制の維持を図るため、民間の医療機関の耐震化を促進する必要がある。

◆ 物資等の供給を支える支援ルートの整備【道路安全室】

○災害時において、救助・救急、医療活動等を迅速に行うため、道路ネットワークを整備 する必要がある。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

◆ 避難所の衛生環境の確保【保健所、環境室、総合安全対策室】

○避難所のトイレやごみ処理をはじめ、避難所における衛生環境の維持に配慮し、感染 症・食中毒の発生等を予防する必要がある。

◆ 被災地域の感染症対策・食中毒対策の実施【保健所】

○災害時の感染症等の発生を予防し、又はまん延を防止するための活動を実施する必要がある。

◆ 下水道業務継続体制の整備【下水道室】

- ○大規模地震・津波・高潮等により下水道施設が被災した場合においても、市民・職員の 安全を確保し、下水道施設の早期復旧のため必要となる業務継続計画の検証と改善 を図る必要がある。
- ○災害時においても処理機能が維持できるよう、自家発電等の非常用電源及び燃料·薬 品等の確保が必要である。
- ○隣接市町等との相互応援体制、民間企業との応急復旧、燃料・薬品・資材調達等に関する協定の締結を進める必要がある。

◆ 下水道施設の耐震・耐水化の推進【下水道室】

○大規模地震・津波・高潮等によって下水道施設が被災し処理機能が停止した場合、衛 生環境の悪化につながることから、下水道施設の耐震・耐水化を進める必要がある。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・ 死者の発生

◆ 備蓄の推進・施設の機能強化【教育委員会、総合安全対策室、道路安全室】

- ○避難所において配慮の必要な人も安全に避難生活が送れるようバリアフリー化を推進 する必要がある。
- ○冷暖房機器や非常用発電機(蓄電池)、太陽光発電施設、貯水槽の設置、トイレの改修 などを行い、避難者が安定して過ごせる環境を整備する必要がある。
- ○災害発生時には指定避難所への無線LANや充電装置の積極的な活用を検討する必要がある。

◆ 物資調達・供給体制の構築【総合安全対策室、市民生活局】

- ○物資確保に向けた大規模小売業者等との協定締結を推進する必要がある。
- ○大規模災害発生時において、協定締結先からの物資調達や、他市、他県、国からの救援物資の受入れ、被災地への配送が円滑に行われるよう、マニュアルの充実や訓練の 実施が必要である。

◆ 福祉避難所の体制整備【福祉局】

○避難所生活において特別な配慮が必要な高齢者や障害者などを福祉避難所で受け入れる体制を整備するため、民間施設等との協定を結んでいるが、大規模な災害に備え、引き続き協定の締結を進めるとともに、訓練の実施を進めていく必要がある。

◆ 保健医療活動チームの要請・受援体制の整備【保健所】

○被災地の保健医療需要と保健医療資源を迅速に把握分析する体制を整備する必要がある。また、県等関係機関に外部からの保健医療活動チーム等を要請する体制、市内で活動する保健医療活動チームの調整等受援体制を整備する必要がある。

◆ 避難者の健康の確保【保健所】

○災害発生後の速やかな救護所の設置、感染症対策、食中毒対策、こころのケア対策、 エコノミークラス症候群対策、巡回健康相談など、避難者の保健・医療面での支援を 実施する必要がある。

目標:3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

◆ 本庁舎等の耐震化等【政策局】

○南海トラフ巨大地震や六甲・淡路島断層帯による地震等の被害想定では、本市においても、震度 5 強から 7 の地震が発生する可能性があるとされており、市の本庁舎などは、耐震強度が不足している。また、現在の市の本庁舎等の敷地は標高 3m 以下のところがほとんどであり、津波や洪水、高潮等による水害により、電気・給水等の設備が使用できなくなった場合は防災拠点等の機能を果たすことができず、建て替えをする必要がある。

◆ 業務継続体制の整備、他自治体との連携強化【総合安全対策室、各局】

○実効性のある業務継続体制を確保するため、市の「事業継続計画(BCP)」及び「計画に基づくマニュアル」を検証し、見直す必要がある。

○大規模広域災害時に備え隣接市町、遠隔市町などとの間で締結した協定に基づく協力または、全国的な相互応援体制による他自治体等からの応援を効果的・効率的に受入れるために、被災者の状況把握や、市町間の円滑な連携を進める仕組みを整備する必要がある。

◆ 市本庁舎の代替施設の指定【総合安全対策室】

○大規模自然災害時に本庁舎が使用できない状態となった時のための代替施設を指定 しておく必要がある。

◆ 長期電源途絶等に対する対応の検討【関係局】

○大規模自然災害発生時に津波・浸水等により電力が途絶することのないよう、止水板 設置等の対策を図るとともに、3日間分の電力を確保するための方策を検討する必要 がある。

◆ バックアップ体制の整備【総務管理室】

○各庁舎のネットワーク回線・機器等が浸水や損傷した場合には情報システムの使用に 支障が生じることが想定されることから、バックアップ体制の整備を図る必要がある。

◆ 職員用の備蓄食糧の確保【総合安全対策室】

- ○発災時の職員の食糧確保については、現段階では、市民向けの備蓄食糧の一部を流用、または、業者による食糧の緊急配送による対応を想定している。発災直後に物流の途絶などにより各種物資が不足することが予想される中、行政機能を低下させることなく継続させるためには、24 時間体制で対応にあたる職員の食糧の確保が特に必要である。
- ○職員用備蓄食糧を保管するための倉庫がなく、備蓄食糧を購入、常備するための予算 措置もないことから、現状では備蓄困難なため、今後実施の有無について検討を要す る。

◆ 災害時初動対処体制の強化【総合安全対策室、職員室、各局】

- ○職員が災害発生時初期に迅速かつ的確に対応できるよう、職員行動マニュアルに基づき計画的に訓練するとともに、より実効的なものに改善・向上を図る。
- ○防災対応基幹職員を中心に各種災害を想定した図上訓練や非常参集訓練等を計画 的に実施する必要がある。

◆ 指定金融機関との連携【会計室】

○災害時の債務履行に関し、指定金融機関との連携について、検討する必要がある。

◆ 消防活動拠点の整備と機能強化【消防局】

- ○消防庁舎等の耐震化を含め老朽化対策が必要である。
- ○大規模災害発生後の活動の長期化及び流通経路の途絶に備え、備蓄対策が必要である。

- ○大規模災害発生直後から迅速に消防活動を行うため、短時間で消防職員を召集できる体制の整備が必要である。
- ○緊急消防援助隊等の応援隊の活動を円滑に進めるため、明石市消防受援計画に定め る宿営地等の受入れ体制の拡充整備が必要である。

◆ 火葬場施設の機能の確保【環境室】

○火葬場施設が損壊し、火葬炉の一部または全部が使用不能となった場合、他市町の 火葬場で火葬を依頼する必要性があるため、県内市町と連携をとる必要がある。

◆ 遺体安置場所の確保【環境室】

○あかし斎場旅立ちの丘だけでは遺体が収容できない場合を考慮して、安置場所を検 討しておく必要がある。

◆ 学校等の長寿命化【教育委員会】

○校舎等の構造体の耐震化及び体育館などの非構造部材の耐震化は完了しているが、 校舎棟は、計画的に長寿命化改修を図る必要がある。

目標:4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

◆ 情報通信設備の多重化等【総務管理室】

○情報通信設備については、複数の伝達手段の確保及び代替手段の確保など情報通信 機能維持に係る対策が必要である。

◆ 長期電源途絶に対する対応の検討【総合安全対策室、財務室、教育委員会】

- ○大規模自然災害発生時に津波・浸水等により電力が途絶することのないよう、止水板 設置等の対策を図るとともに、3日間分の電力を確保するための方策を検討する必要 がある。
- ○災害時の停電に備え、災害応急対策に必要な非常用電源の確保や、施設内の電気・ 通信系統の耐災害性の向上に努め、災害発生直後から防災関係機関との連絡や被災 情報の収集のための情報通信基盤を確保する必要がある。
- ○大規模自然災害発生時に、必要なエネルギーを確保するため、市役所等への非常用 自家発電設備の設置、避難所への蓄電池式の発電機等の備蓄を推進する必要があ る。
- ○停電時に稼働する非常用発電装置に継続的に給油できるよう、協定に基づき石油商業組合西神明石支部との連携を維持・強化する必要がある。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断により災害情報が必要な者に伝達できない事態

◆ 情報伝達の多様化【総合安全対策室、シティセールス推進室】

○テレビ・ラジオ放送が中断した場合においても、迅速、確実に気象警報や避難緊急速報メール、SNSなど、情報伝達手段の多様化を図る必要がある。また被災後の市民が必要とする災害情報等を継続的に提供することで、被害の軽減を図る必要がある。

目標:5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない。

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

◆ 個別企業のBCPの策定の促進【総合安全対策室、産業振興室】

○災害発生時において経済活動の保持・早期回復を進めるため、各企業においてBCP の策定が促進されるよう普及啓発活動等を行う必要がある。

◆ 道路の確保等【道路安全室】

- ○緊急輸送道路など、災害時に活用する道路を確保するため、無電柱化などを進める必要がある。
- ○大規模な地震等により沿道建築物の倒壊等で道路が閉鎖されるといった事態を回避 するため、通行を確保すべき道路の沿道建築物について、耐震診断・耐震改修を促進 する必要がある。

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

◆ ライフライン機能の確保【総合安全対策室】

○長期間にわたる停電やエネルギー供給の停止は、社会経済活動、サプライチェーンの 維持困難につながることから、災害時においてもライフライン機能の確保を図る必要が ある。

◆ 道路の確保等【道路安全室、住宅・建築室】

- ○緊急輸送道路を跨ぐ橋梁の耐震対策・維持補修を進めるほか、緊急輸送道路の舗装 補修や路面下空洞調査を行う必要がある。
- ○災害時に活用する道路を確保するため、無電柱化を進めるなど道路ネットワークの整備を行う必要がある。

○大規模な地震等により沿道建築物の倒壊等で道路が閉鎖されるといった事態を回避 するため、通行を確保すべき道路の沿道建築物について、耐震診断・耐震改修を促進 する必要がある。

5-3 重要な産業施設の損壊・火災、爆発等

◆ 危険物施設等の災害連携体制の確立【消防局】

○市内の重要産業施設において、大規模災害の発生後、施設内で危険物品等の飛散・ 漏洩により爆発等の火災が発生し拡大するおそれがあるため、災害対応体制の強化と 関係機関との連携体制の更なる充実を図る必要がある。

5-4 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止

◆ 道路交通基盤の整備【道路安全室】

○市内中心部及びその周辺の渋滞、交通安全対策として整備を進めている道路については、災害時においても避難路や物資の輸送路等として活用することになる。引き続き整備推進が必要である。

◆ 安全・安心なみちづくり【道路安全室】

- ○緊急輸送道路を跨ぐ橋梁の耐震対策・維持補修を進めるほか、緊急輸送道路の舗装 補修や路面下空洞調査を行う必要がある。
- ○災害時に活用する道路を確保するため、無電柱化を進めるなど道路ネットワークの整備を行う必要がある。

5-5 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

◆ 金融機関における BCP 策定の推進【総合安全対策室、産業振興室】

○金融機関のサービス機能が停止した場合の、市の債務の処理等について検討する必要がある。また、金融機関との連携と金融機関等のBCP策定を推奨する必要がある。

5-6 食料等の安定供給の停滞

◆ 市場施設の防火・耐震化【産業振興室】

○明石公設地方卸売市場の耐震、防災上の対策が必要である。

◆ 物資供給体制の整備【総合安全対策室】

○災害発生時においては、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活関連商品等の物 資の確保が困難となることが予想されるため、物資供給体制の整備を図る必要があ る。

◆ 農地の保全の取組【産業振興室】

- ○農業用施設の耐震診断、耐震化を実施する必要がある。
- ○市内の農地面積は、都市化の進展や農業従事者の高齢化などに伴い、減少傾向にある。特に市街化区域内においては宅地への転用が進む傾向にある。農地は、米、野菜などの食料生産だけでなく、避難地・避難路や防災拠点の確保など都市防災機能としての活用などもあることから、農地の保全等を図る必要がある。

目標:6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

- ◆ 市有施設へのエネルギー供給源の多様化【総合安全対策室、教育委員会、環境室、住宅・建築室】
 - ○災害時には災害拠点施設、避難所等にもなる市有施設に最低限必要な電気を確保するため、太陽光発電施設や蓄電池等の再生可能エネルギー設備の推進が必要である。
- ◆ 住宅等におけるエネルギー供給源の確保【総合安全対策室、環境室】
 - ○災害等においても、安定的にエネルギーを供給できる発電設備の普及を促進させる必要がある。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

◆ 農業水利施設の保全【産業振興室】

○農業のライフラインである、頭首工、用排機場、用水路、パイプライン等の適正な整備・ 保全を実施する必要がある。

◆ 水道施設等の耐震化【水道局】

○南海トラフ地震などの大規模な災害に備え、強靭で信頼性の高い水道施設の構築を 図るため、耐震化を進める必要がある。また、人命の保護、安全確保から医療施設な ど災害時における給水優先度の高い施設へ至る管路の耐震化を図る必要がある。

◆ 水道施設の機能確保【水道局】

○南海トラフ地震等の災害に備え、必要な水道水が確保できるように自家発電による電源や浄水処理の薬品など水道施設の耐震化以外にも整備が必要である。

◆ 応急給水体制の整備【水道局】

- ○水道施設が被災した場合に備え、隣接市町等との相互応援体制、水道事業体や民間 団体との応急給水、応急復旧、燃料確保に関する協定締結を実施し、定期的に訓練を 実施しているが、より効果的な応援体制を構築すべく、継続して訓練を実施する必要 がある。
- ○災害時の応急給水を行うため、避難所となる小中学校に応急給水バルーンを配備している。また、市内9カ所に設置している耐震性貯水槽を計画的に維持管理していく必要がある。

◆ 業務継続計画の整備【水道局】

○災害状況に応じた災害時の人的・物的資源の制約を踏まえた業務継続計画を策定する必要がある。

6-3 下水道の長期間にわたる機能停止

◆ 下水道業務継続体制の整備【下水道室】

- ○大規模地震・津波・高潮等により下水道施設が被災した場合においても、市民・職員の 安全を確保し、下水道施設の早期復旧のため必要となる業務継続計画の検証と改善 を図る必要がある。
- ○災害時においても処理機能が維持できるよう、自家発電等の非常用電源及び燃料·薬 品等の確保が必要である。
- ○隣接市町等との相互応援体制、民間企業との応急復旧、燃料・薬品・資材調達等に関する協定の締結を進める必要がある。

◆ 下水道施設の耐震・耐水化の推進【下水道室】

○大規模地震・津波・高潮等によって下水道施設が被災し処理機能が停止した場合、衛 生環境の悪化につながることから、下水道施設の耐震・耐水化を進める必要がある。

◆ 下水道施設の老朽化対策【下水道室】

○下水道施設の老朽化が進んでいるため、計画的な点検・調査に基づき、効率的に改築・長寿命化を実施し、老朽化対策を図る必要がある。

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

◆ 橋梁の耐震化【道路安全室】

○地震により橋りょうが倒壊、落橋し、人的被害の発生や、発災後に緊急輸送道路の機能が喪失されることのないよう、耐震化に取り組む必要がある。

◆ 道路ネットワークの維持確保【道路安全室、住宅・建築室】

- ○災害時の道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路において防災・減災対策を 進めているが、対策実施後も適切な維持管理を行うとともに、被災時には必要に応じ て、災害時協力協定締結機関にも協力を求め迅速な道路啓開に努める必要がある。
- ○緊急輸送道路を跨ぐ橋梁の耐震対策・維持補修を進めるほか、緊急輸送道路の舗装 補修や路面下空洞調査を行う必要がある。
- ○災害時に活用する道路を確保するため、無電柱化を進めるなど道路ネットワークの整備を行う必要がある。
- ○大規模な地震等により沿道建築物の倒壊等で道路が閉鎖されるといった事態を回避 するため、通行を確保すべき道路の沿道建築物について、耐震診断・耐震改修を促進 する必要がある。

目標:7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

◆ 密集住宅市街地等の防災性向上【都市整備室、消防局】

○建築物の密集化が著しい既成市街地では、地震発生時に同時多発する火災が延焼拡大して大規模火災につながるおそれがあることから、密集住宅市街地等の防災性の向上を促進する必要がある。

◆ 道路ネットワークの確保【道路安全室】

○道路ネットワークを整備し、道路が持つ延焼防止機能の発現により、地震発生時に発生する火災の延焼拡大を抑止する。

◆ 消防団の充実強化【消防局】

○消防団は地域防災力の中核として大きな役割を果たしていることから、被用者(事業所等に雇用されているサラリーマン等)の増加、女性消防団員の活動に対するニーズの増加などに伴う多くの課題に対応し、消防団の充実強化や活性化を図る必要がある。

◆ 消防水利の多様化【消防局】

○市街地における消防水利の多くを占める消火栓は、大規模地震発災時には、地盤の変動による水道管の破損、断水等により使用不能になると予想されることから、消防水利の多様化が必要である。

◆ 地域の災害対応力の向上【消防局、総合安全対策室】

○防災訓練等を通じて、地域の自主防災組織による初期消火が行われるよう、訓練指導等を行う必要がある。

7-2 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

◆ 避難路沿道建築物の耐震化等【住宅・建築室】

○大規模な地震等により沿道建築物の倒壊等で道路が閉鎖されるといった事態を回避 するため、通行を確保すべき道路の沿道建築物について、耐震診断・耐震改修等を促 進する必要がある。

7-3 ため池、農業用施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

◆ ため池・水路等整備【産業振興室】

○ため池・水路等農業用施設の被害は、施設の損壊だけではなく、ため池決壊等による 周辺地域への流下被害をもたらす二次被害の要因となることから、被害を未然に防止 し、又は軽減する必要がある。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

◆ 有害物質の流出・拡散対策【環境室、消防局、各局】

- ○災害時において、化学物質等が流出し、健康被害の発生や土壌・水質・大気汚染等の 二次被害が発生した際には、速やかに流出した化学物質の種類・性状等を把握の上、 関係機関と連携しながら、的確な対応を取る必要がある。
- ○災害時のアスベスト飛散のリスクを低減するため、吹き付け材を使用した市有建築物 のアスベスト対策措置状況の把握と除去を進める必要がある。

7-5 農地の荒廃による被害の拡大

◆ 農地の保全の取組【産業振興室】

- ○農業用施設の耐震診断、耐震化を促進する必要がある。
- ○農地等の地域資源は下流域の湛水(たんすい)を防止するなどの防災機能も有しているが、農村地域においては、人口減少や高齢化の進行等により、保全管理上の問題が 深刻化していることから、農地の保全等を推進する必要がある。

目標:8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる 条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

◆ ごみ焼却施設の維持管理【環境室】

○ごみ焼却施設については、災害時にも安定したごみ焼却能力を確保できるよう維持・ 運営を図っていく必要がある。

◆ 災害廃棄物処理体制の確立【環境室】

○大規模な災害が発生した際には、災害の種類や発生場所等により、災害廃棄物の発生量や性状が大きく異なることから、処理体制を整備しておく必要がある。

他地域自治体との連携【環境室】

○災害廃棄物の仮置場や最終処分場には限りがあるため、県や他地域自治体との広域 的な連携を含めた対応を検討する必要がある。

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

◆ 関係協力団体との連携【道路安全室、総合安全対策室】

○大規模災害時に、障害物の除去や応急復旧等に必要な人材、資機材の確保のため、 関係協力団体と協定を締結しているが、協定の実効性が更に高まるよう、連携を強化 していく必要がある。

◆ 他自治体等との連携強化【総務局】

- ○他の自治体と協力体制の強化に向けた取組を進めていく必要がある。
- ○他市等と締結している協定の実効性を高めるため、応援・受援体制を確立するととも に、手順、役割分担などを具体化し、訓練等を行う必要がある。

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

◆ 地域における主体的な活動の推進【市民協働推進室】

○安全・安心ネットワーク等により、活発な地域活動が行われているが、役員の高齢化・ 固定化などが進んでいる。持続可能な地域づくりを進めるためには、地域団体の主体 的な活動が継続的に行われ、多世代の地域・住民間での交流・連携を促進する必要が ある。

◆ 地域コミュニティによる防災力の強化【総合安全対策室、消防局、市民協働推進室】

○市民一人ひとりの防災意識を一層向上させるとともに、地域コミュニティでの防災力を 図るため、自主防災活動の活性化を図る必要がある。

◆ 治安の維持【総合安全対策室、市民協働推進室】

○災害による混乱や避難生活者の空き家屋などが生ずることから、被災地における治安 の維持等を図る必要がある。

8-4 基幹インフラの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

◆ 橋梁の耐震化【道路安全室】

○被災後、道路ネットワークの寸断による復旧・復興の遅れを防止するため、道路ネットワークの整備を行い、橋梁の耐震化等を推進する必要がある。

◆ 橋梁の長寿命化【道路安全室】

○橋梁は、計画的に点検・補修を行い、橋梁の長寿命化を図っているが、機能確保のため、引き続き長寿命化を推進する必要がある。

◆ 道路構造物等の長寿命化【道路安全室】

○道路構造物や道路附属物等の老朽化が進んでいるが、機能確保や長期的な維持管理費の縮減・平準化を図るため、計画的に点検・補修を実施することが必要である。

◆ 港湾の耐震化及び長寿命化【都市整備室】

○港湾施設の損傷による復旧・復興の遅れを防止するため、県と連携し港湾の耐震化及 び長寿命化を推進する必要がある。

8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

◆ 港湾·海岸の高潮対策【道路安全室】

○明石港、江井島港、東播磨港及び海岸部の高潮対策を県と連携し強化するとともに、 老朽化施設の改修が必要である。

◆ 河川の高潮対策【道路安全室】

○2級河川の高潮対策を県と連携して対応する必要がある

◆ 河川の整備【道路安全室】

○治水安全度を高めるため、県の河川整備計画に基づき、順次整備が進むように県と連携して対応する必要がある。

◆ 内水氾濫対策【下水道室、道路安全室】

○近年の気候変動の影響により、局所的な集中豪雨が増えている状況があるため、計画 的に雨水管整備を実施するとともに、既設雨水管や市が管理する道路側溝・用水路等 の適切な維持管理を行う必要がある。また、高潮により海・河川の外水位が上昇し、地盤が低い市街地においては、浸水被害を受けやすく長期化することから、排水ポンプを設置する必要がある。

8-6 避難所運営がうまくいかず避難所における自治が崩壊する事態

◆ 避難所運営マニュアルの充実・策定【教育委員会、総合安全対策室】

- ○避難所開設当初や風水害など短期間の場合は、市職員が中心となって運営をすること から、市職員用のマニュアルを随時見直していく必要がある。
- ○状況によっては、要配慮者への細やかな配慮が必要なことから、適宜福祉避難所への 移動を判断し、安全な誘導を行うためのマニュアルが必要である。
- ○中長期的な避難所運営では、ペットや生活ルールをめぐるトラブル、犯罪など、様々な問題に対応しなければならない。避難所の運営状況によっては、被災者の自立、ひいては被災地の復興の遅れにつながることも考えられることから、避難者が中心となって避難所を運営するためのマニュアルが必要である。

8-7 被災者の住居確保等の遅延により生活再建が遅れる事態

◆ 応急仮設住宅建設候補地の選定【住宅・建築室】

○大規模災害発生時には、多くの応急仮設住宅の建設が必要とされるが、その建設候補 地をあらかじめ選定し、県と情報共有しておく必要がある。

◆ 民間賃貸住宅の居室借上げ(賃貸型応急住宅)【住宅・建築室】

○応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないことが考えられるので、民間賃貸住宅の居室借上げ(賃貸型応急住宅)についても迅速に対応出来るように県と情報共有しておく必要がある。

8-8 地域経済等に甚大な影響を及ぼす風評被害等の発生

◆ 正確な情報収集・発信【総合安全対策室、産業振興室】

○SNS 等を通じ、誤った情報が市内外に流れ、風評被害等が発生するおそれがあり、正確な情報収集・発信ができる体制を確保する必要がある。

◆ 中小企業者等への支援【産業振興室】

○風評被害により中小企業者等の経営に支障が生じるおそれがあるため。支援体制を 確保する必要がある。

第5章 推進すべき施策の方針

1 リスクシナリオごとの施策の方針

第4章の「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)に係る本市の脆弱性の評価及び本市の各種部門計画等を踏まえ、目標に対する今後の施策、取り組みを、リスクシナリオごとに掲げた。

<推准7	トッシナナ	$\kappa \kappa \sim -1$		/T:rl <
< 144 144 1	1 // ~ ///	#(/) h?	# + //)	<i>IIII</i> II >

~推進9~3.地東の万里の元	/リ/
目標:	
(起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ))	
0-0	
【施策の方向性】	
2)	

- ◆ 具体的施策
 - 〇取り組み内容 【 】内は担当

目標:1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。

(起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ))

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災、住宅密集地における火災による死傷者の発生

【施策の方向性】

- ① 住宅や市有建築物等の耐震化について、耐震診断の実施、効果的な耐震補強策の普及等、耐震化に関する意識啓発を図るとともに、耐震改修工事や建替え等の促進を図る。
- ② 市民等が安全に避難できるよう道路(避難路)や公園等の空地(避難場所)を確保する。
- ③ 消防活動拠点の整備と機能強化を図るとともに、防火対策を進める。
- ④ 児童・生徒等をはじめ、市民が自分の周りに災害時に潜む危険を把握するとともに、 災害発生時には、自分の身を守ることができ、かつ、共助の力を発揮することがで きるよう地域防災力の向上を図る。
- ⑤ 災害時に特別な配慮を必要とする方に対して安全確保のための施策を推進する。

◆ 住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化

- ○多数の者が利用する建築物や避難路等の沿道建築物を対象に耐震診断等に対する 補助などを行い、民間建築物の耐震化を促進する。住宅についても、耐震診断・改修 設計・耐震改修の補助を行い、耐震化を促進する。【住宅・建築室】
- ○民間の社会福祉施設、保育所等の耐震化整備のほか、ブロック塀の改修、非常用自家 発電設備等の整備推進を図る。【関係部局】

◆ 市有建築物の新設、耐震化、機能改善

- ○市有建築物について耐震化や機能改善を進めるよう取り組む。また、必要に応じて新 設、建て替えを行う。【各局】
- ○現行の耐震基準を満足しない市営住宅については、耐震改修、建替え又は用途廃止 等に取り組む。【住宅・建築室】

◆ 橋梁の耐震化

○被災時に、道路の被害や落橋による復旧・復興活動の大幅な遅延を防ぐため、橋梁の 耐震化対策を推進する。【道路安全室】

◆ 道路ネットワークの確保

- ○道路ネットワークの整備を行い、都市の防災機能の向上に努める。【道路安全室】
- ○緊急輸送道路を跨ぐ橋梁の耐震対策・維持補修を進めるほか、緊急輸送道路の舗装 補修や路面下空洞調査を進める。【道路安全室】
- ○無電柱化、道路法面防災を進め、防災機能の高い都市を形成する。また、道路ネットワークの整備を行い、都市の防災機能の向上に努める。【道路安全室】
- ○地震によって沿道建築物が緊急輸送道路等の重要な道路を閉鎖して通行を妨げることがないよう、避難路等沿道建築物の耐震化を促進する。また、県が指定した避難路等の沿道建築物については、県と連携して、耐震診断を実施しその診断結果の報告が確実に実施されるよう指導・助言を行う。【住宅・建築室】

◆ 公園施設の耐震化、長寿命化

○令和2年度末時点で計画未策定の公園があることから、調査・計画を早急に実施して 計画的な修繕や改築・更新の実施および予算の平準化を図る。【都市整備室】

◆ 危険老朽空き家対策

○空き家の適切な管理の促進や、空き家の活用の促進などについて、総合的かつ的確に 空き家対策に取り組む。【住宅・建築室】

◆ 大規模盛土造成地の調査・指導

○大規模盛土造成地の位置及び規模並びに安全性を調査し、その位置を示したマップ 及びその安全性に関する評価を公表することにより、市民の防災意識向上及び宅地管 理の啓発に努める。【住宅・建築室】

◆ 消防活動拠点の整備と機能強化

- ○消防庁舎等の改修や耐震化を図る。また、停電時の非常電源対策や浸水対策、飲料水・食料の備蓄等により活動能力の強化を図る。【消防局】
- ○緊急消防援助隊の受援計画の見直しや、関係機関と連携して、明石市消防受援計画 に定める宿営地等の受入れ体制の拡充整備を図る。【消防局】

◆ 消防活動隊の出動体制強化

○消防活動隊の出動可能隊数の増隊を図り、消防活動体制を充実強化する。【消防局】

◆ 消防団の充実強化

○消防団員の確保を図るとともに、現場活動体制の強化や安全装備品・資機材等の充実により消防団活動の充実に取り組む。また、女性消防団員の活動しやすい環境づくりや地域との連携強化により、消防団を活性化し地域防災力の充実強化を図る。【消防局】

◆ 住宅防火対策

○地域の自主防災組織に対して防火指導を行い、大規模災害時における防火対策について周知を図る。【消防局】

◆ 住宅用火災警報器の設置促進

- ○防火指導をはじめとするあらゆる機会を通して、住宅用火災警報器のさらなる設置促進を図る。【消防局】
- ○各種イベントや火災予防週間時において、広報活動や街頭でのパンフレット配布を行い、周知を図る。【消防局】

◆ 消防法及び建築基準法の法令違反の建物に対する是正促進

○火災が発生した場合に人命危険が高い違反防火対象物を、早期に是正させる。 【消防 局】

◆ 消防水利の多様化

○防火水槽、海水、河川等の自然水利、工業用水、プール、ため池など、消防水利の多様 化を図る。【消防局】

◆ 密集住宅市街地等の防災性向上

- ○住民に対して防災・減災に対する知識の普及や意識の高揚を図り、協働で防災性の向上に努める。【都市整備室】
- ○密集住宅市街地について、事前に調査し「区域警防計画」を作成するとともに、狭隘道 路でも消火可能な車両等装備の充実を進める。【消防局】

◆ 防災教育·啓発

- ○総合防災訓練、地域での防災訓練を支援し、自主的な防災対応能力の向上を図る。 【総合安全対策室】
- ○出前講座を通じて小中学生や住民に対し、災害に対する正しい認識や避難方法を啓 発する。【総合安全対策室】

○企業の防災意識の高揚を図り、従業員や顧客等の安全を確保するとともに、地域コミュニティの構成員としての地域住民への積極的な社会貢献活動の促進を図る。【総合安全対策室】

◆ 避難行動要支援者の支援体制の構築

○避難行動要支援者名簿を整備し、行政と地域関係者が密接に連携して平時から避難 行動要支援者に関する情報を把握するとともに、的確な避難支援や迅速な安否確認 等に効果的に活用し、実効性のある支援体制の構築を図る。【福祉局、総合安全対策 室】

■重要業績指標(KPI)

- ・ 住宅の耐震化率 2019(推定)90.8%⇒2025(目標)97%
- ・ 多数利用建築物の耐震化率 2015(推定)88%⇒ 2025(目標)97%
- ・ 大規模盛土造成地の第1次スクリーニング調査率 100%(2012)
- ・ 大規模盛土造成地のマップ公表率 100%(2015)
- ・ 大規模盛土造成地の第 1.5 次スクリーニング調査率 100%(2016)
- ・緊急輸送道路や鉄道を跨ぐ橋梁のうち耐震補強が必要な橋梁の耐震補強実施数 0橋(2018)⇒目標 2橋(2026)
- ・ 小中学校の耐震化率 100%(2016)
- 明石市公園施設長寿命化計画策定率 82.9%(2019)⇒ 目標 100%(2021)
- ・ 住宅用火災警報器設置促進を促す広報状況⇒毎年度実施
- ・ 消防団装備の充実強化⇒毎年度実施
- ・ 消防査察の実施状況⇒毎年度実施
- ・ 防火指導の実施状況⇒毎年度実施
- ・ 消防庁舎非常電源の保守状況⇒毎年度実施
- ・ 出前講座の件数⇒目標 年50回
- ・ 地域の防災訓練の支援⇒目標 年 20 回

(起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ))

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

【施策の方向性】

- ① 津波や高潮による被害軽減を図るため、漁港施設の長寿命化と機能強化を図る。
- ②安全に避難出来るよう、情報の伝達や避難方法について周知・啓発する。
- ③ 児童・生徒等をはじめ、市民が自分の周りに災害時に潜む危険を把握するとともに、 災害発生時には、自分の身を守ることができ、かつ、共助の力を発揮することがで きるよう地域防災力の向上を図る。
- ④ 災害時に特別な配慮を必要とする方に対して安全確保のための施策を推進する。

◆ 安全な避難の確保

- ○津波ハザードマップを活用し、津波避難ビルや避難場所を周知する。【総合安全対策 室】
- ○情報収集・伝達手段の効果的な利活用をより一層充実させ、応急対応力の向上を図るため、防災行政無線や、各種情報システムの習熟を図る。【総合安全対策室】
- ○津波を想定した総合防災対応訓練を行い、対応力の向上の向上に努める。【総合安全対策室】
- ○高潮、津波による浸水想定区域が存在する地区を対象に、自主防災組織等と連携した避難訓練や、避難施設や避難経路等、地域の実情を踏まえた防災マップが住民主体で作成されるよう支援する。【総合安全対策室、消防局】

◆ 防御施設の改良

○大規模地震及び大型台風発生時の、津波や高潮による海岸付近の住宅や市民の被 害軽減を図るため、漁港施設構造物の保全計画を策定し、漁港施設の長寿命化と機 能強化を図る。【産業振興室、道路安全室】

◆ 防御施設の迅速な操作

○大規模地震及び大型台風発生時の、津波や高潮による河川、海岸付近の住宅や市民 の被害軽減を図るため、河川樋門ゲート及び防潮門扉の操作連絡を迅速かつ確実に 行える情報伝達システムの構築及び操作の機動力の向上に努める。【道路安全室】

♦ 防災教育·啓発(1-1 一部再掲)

- ○総合防災訓練、地域での防災訓練を支援し、自主的な防災対応能力の向上を図る。 【総合安全対策室】
- ○出前講座を通じて小中学生や住民に対し、災害に対する正しい認識や避難方法を啓 発する。【総合安全対策室】

◆ 避難行動要支援者の支援体制の構築(1-1 再掲)

○避難行動要支援者名簿を整備し、行政と地域関係者が密接に連携して平時から避難 行動要支援者に関する情報を把握するとともに、的確な避難支援や迅速な安否確認 等に効果的に活用し、実効性のある支援体制の構築を図る。【福祉局、総合安全対策 室】

◆ 要配慮者利用施設における災害時の体制整備の強化

○浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設における、水 害や土砂災害など災害時の防災体制、避難誘導など利用者の円滑かつ迅速な避難の 確保を図るために必要な事項を定めた計画の策定状況の把握に努める。【総合安全対 策室、福祉局】

■重要業績指標(KPI)

- ・ 出前講座の件数⇒目標 年 50 回(再掲)
- ・地域の防災訓練の支援⇒目標 年20回(再掲)

(起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ))

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 【施策の方向性】

- ① 津波や高潮による被害軽減を図るため、漁港施設の長寿命化と機能強化を図る。
- ② 河川の改修、ため池の維持管理、雨水管整備、主要な雨水排水施設の適切な維持管理などによる浸水対策を推進するとともに、雨水流出抑制の促進を図る。
- ③ 児童・生徒等をはじめ、市民が自分の周りに災害時に潜む危険を把握するとともに、 災害発生時には、自分の身を守ることができ、かつ、共助の力を発揮することができるよう地域防災力の向上を図る。
- ④ 災害時に特別な配慮を必要とする方に対して安全確保のための施策を推進する。

◆ 漁港の高潮対策

○海岸保全施設整備事業により漁港施設の長寿命化と機能強化を図る。【産業振興室】

◆ 港湾·海岸の高潮対策

○港湾施設及び海岸保全施設の長寿命化と機能強化について事業主体である県と連携する。 【道路安全室】

◆ 河川の高潮対策

○河川樋門ゲートについて機能を維持できるように事業主体である県と連携する。【道 路安全室】

◆ 河川の整備

○県管理河川の整備が河川整備計画に基づき進捗するように、事業主体である県と連携する。 【道路安全室】

◆ 内水氾濫対策

- ○財源を確保し、計画的に雨水管や排水ポンプ等の整備を進めるとともに、既設雨水管 や市が管理する道路側溝・用水路等雨水排水施設の適切な維持管理を実施する。ま た、ため池の貯留効果の活用など雨水流出抑制を促進する。【下水道室、道路安全室、 産業振興室】
- ○ため池の貯留効果を活用するため、適切な維持管理と保全について、ため池管理者 に対して指導・支援を行う。【産業振興室】

- ○国、県と連携し、浸水レベルに応じた適切な対応ができるように人材・組織体制等を 整備する。【道路安全室、下水道室、産業振興室】
- ◆ ハザードマップの改訂
 - ○県の最新のシミュレーション結果に基づき、ハザードマップを改訂していく。【総合安全対策室】
- ♦ 防災教育·啓発(1-1 一部再掲)
 - ○総合防災訓練、地域での防災訓練を支援し、自主的な防災対応能力の向上を図る。 【総合安全対策室】
 - ○出前講座を通じて小中学生や住民に対し、災害に対する正しい認識や避難方法を啓 発する。【総合安全対策室】
- ◆ 避難行動要支援者の支援体制の構築(1-1 再掲)
 - 〇避難行動要支援者名簿を整備し、行政と地域関係者が密接に連携して平時から避難 行動要支援者に関する情報を把握するとともに、的確な避難支援や迅速な安否確認 等に効果的に活用し、実効性のある支援体制の構築を図る。【福祉局、総合安全対策 室】
- ◆ 要配慮者利用施設における災害時の体制整備の強化(1-2再掲)
 - ○浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設における、水 害や土砂災害など災害時の防災体制、避難誘導など利用者の円滑かつ迅速な避難の 確保を図るために必要な事項を定めた計画の策定状況の把握に努める。【総合安全対 策室、福祉局】

■重要業績指標(KPI)

- ・ 下水道による都市浸水対策達成率 49.6%(2018)⇒目標 49.9%(2025)
- ・ 出前講座の件数⇒目標 年50回(再掲)
- ・ 地域の防災訓練の支援⇒目標 年20回(再掲)

(起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ))

1-4 大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生

【施策の方向性】

- ① 土砂災害特別警戒区域等にある既存不適格住宅の除去や建築物の改修等について促進する。
- ② 特定農業用ため池について、ハザードマップの作成、保全または機能廃止を含めた 防災のための整備を促進する。
- ③ 児童・生徒等をはじめ、市民が自分の周りに災害時に潜む危険を把握するとともに、 災害発生時には、自分の身を守ることができ、かつ、共助の力を発揮することができるよう地域防災力の向上を図る。

- ④ 定期的に土砂災害警戒区域等の点検を行い、危険度を確認する。
- ⑤ 災害時に特別な配慮を必要とする方に対して安全確保のための施策を推進する。
- ⑥ 急傾斜地崩壊危険地域において、急傾斜地崩壊防止工事を推進する。

◆ 住宅への土砂災害対策支援

- ○土砂災害特別警戒区域等にある既存不適格住宅の除却及び区域外への移転に対す る支援を行う。【都市整備室】
- ○土砂災害特別警戒区域等にある既存不適格住宅の改修等に関し支援を行う。【都市 整備室】

◆ ため池・水路等整備

- ○ため池・水路等農業用施設の整備を積極的に推進する。特にため池については、老朽 化による決壊を防止するため、巡回・点検に努める。【産業振興室】
- ○要早期改修、要監視ため池等について、保全または機能廃止を含めた防災のための 整備を促進する。【産業振興室】
- ○ため池の点検強化や監視システムの導入等体制の強化を図るとともに、異常時等に おけるため池管理者等との連絡体制の構築、強化を進める。【産業振興室】

◆ 安全な避難の確保

- ○兵庫県が指定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定が進み次第、 最新の情報に更新したハザードマップを作成、公表する。【総合安全対策室】
- ○決壊した場合に甚大な被害が想定されるため池について、決壊したときの浸水想定区 域や避難場所・避難所、避難経路を示すハザードマップを作成し、公表する。【産業振 興室】

◆ 防災教育·啓発

- ○土砂、ため池災害防止への市民の理解と関心を深めるとともに、土砂、ため池災害に 関する防災知識の普及、警戒避難体制整備等を推進していく。【都市整備室、産業振 興室】
- ○土砂災害ハザードマップを活用して、災害の危険性や対応方法などについて 出前講座等で啓発を実施する。また、ため池ハザードマップを公表次第、周知、啓発を行う。 【総合安全対策室、産業振興室】

◆ 土砂災害警戒区域等の点検

○定期的に土砂災害警戒区域等の点検を行い、安全性を確認する【都市局】

◆ 避難行動要支援者の支援体制の構築(1-1 再掲)

〇避難行動要支援者名簿を整備し、行政と地域関係者が密接に連携して平時から避難 行動要支援者に関する情報を把握するとともに、的確な避難支援や迅速な安否確認 等に効果的に活用し、実効性のある支援体制の構築を図る。【福祉局、総合安全対策 室】

◆ 要配慮者利用施設における災害時の体制整備の強化(1-2再掲)

○浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設における、水 害や土砂災害など災害時の防災体制、避難誘導など利用者の円滑かつ迅速な避難の 確保を図るために必要な事項を定めた計画の策定状況の把握に努める。【総合安全対 策室、福祉局】

■重要業績指標(KPI)

- ・ 出前講座の件数⇒目標 年50回(再掲)
- ・地域の防災訓練の支援⇒目標 年20回(再掲)
- ・ ため池マップの作成・公表 目標 95%(2020年)
- ・ハザードマップ作成率(影響大きい池)の作成率⇒目標 95%(2023 年)
- ・ため池管理講習会の開催

(起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ))

1-5 情報伝達の不備や意識の低さ等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生

【施策の方向性】

- ① 市民への災害情報伝達体制の強化を図る。
- ② 児童・生徒等をはじめ、市民が自分の周りに災害時に潜む危険を把握するとともに、 災害発生時には、自分の身を守ることができ、かつ、共助の力を発揮することができるよう地域防災力の向上を図る。
- ③ 災害時に特別な配慮を必要とする方に対して安全確保のための施策を推進する。

◆ 災害リスクの周知

○地震、津波、洪水、土砂災害などによる被害を最小限にするため、ハザードマップを作成、公表して適切な避難行動の確保を行う。また、高潮、ため池については、兵庫県による浸水想定区域の公表等に伴ってハザードマップを作成、公表し、周知する。【総合安全対策室、産業振興室】

◆ 災害情報伝達体制の推進

- ○住民一人一人が、的確な避難行動がとれるよう、防災行政無線、防災情報メール、ホームページ、ツイッター等の SNS、テレビのテロップやデータ放送、緊急速報メールなど多様な媒体を活用して防災情報を発信するとともに、効果的な情報伝達手段について引き続き検討を行う。【総合安全対策室】
- ○災害発生時においても、同報系防災行政無線等通信設備が正常に機能確保できるよう、定期的な保守点検を行うとともに、計画的な機器更新を行う。【総合安全対策室】

- ○発災直後から被災現場等の状況を迅速に収集できるようなツールを検討する。【総合 安全対策室】
- ○防災ネットあかしについて様々な機会をとらえて周知し、メールの登録促進に取り組む。【総合安全対策室】
- ◆ 避難行動要支援者の支援体制の構築(1-1 再掲)
 - 〇避難行動要支援者名簿を整備し、行政と地域関係者が密接に連携して平時から避難 行動要支援者に関する情報を把握するとともに、的確な避難支援や迅速な安否確認 等に効果的に活用し、実効性のある支援体制の構築を図る。【福祉局、総合安全対策 室】
- ◆ 要配慮者利用施設における災害時の体制整備の強化(1-2 再掲)
 - ○浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設における、水 害や土砂災害など災害時の防災体制、避難誘導など利用者の円滑かつ迅速な避難の 確保を図るために必要な事項を定めた計画の策定状況の把握に努める。【総合安全対 策室、福祉局】
- ◆ 多言語による防災関連資料、パンフレットなどの作成・配布
 - ○外国人に対し外国語によるハザードマップや防災パンフレット等により一層の周知を 図る。【総合安全対策室】

目標:2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。

(起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ))

- 2-1 被災地での食料・飲料水、電力、燃料等、生命に関わる物資供給の長期停止【施策の方向性】
 - ① 市民及び事業者の責務として水、食料等の備蓄に努めてもらうとともに、市としては 3 日間の食料等の備蓄の確保や、継続的な物資等の供給体制を確保する。
 - ② 水道施設機能の維持や給水体制を確保する。
 - ③ ライフラインの早期復旧に向け事業者との連携を密にする。

◆ 物資調達・供給体制の構築

- ○物資調達体制を確立するため、他の地方公共団体との応援協定、生産者及び販売業者との物資の調達に関する協力協定の締結を図る。【総合安全対策室】
- ○市民会館を広域的救援物資集積・輸送拠点施設としているが、当該施設が被災した場合の代替施設についても検討を行う。【総合安全対策室】
- ○国、他県、他市からの救援物資の受け入れ・保管・仕分け・配送を円滑に行えるように マニュアルを充実、訓練を実施するなど、物資管理体制を整える。【市民生活局】
- ○県が開設する広域物資輸送拠点から、市が開設する広域的救援物資集積・輸送拠点 施設を経て避難所に必要な支援物資を届けられるよう検討する。【市民生活局】

- ◆ 備蓄計画の推進、避難所における物資・資機材の確保、家庭内備蓄の啓発
 - ○南海トラフ巨大地震の想定避難者数に基づき、3 日分の食料を備蓄する。【総合安全 対策室】
 - ○市民自らの責務として、ローリングストックの活用などにより、3日分程度、可能であれば1週間分以上の食料・飲料水・生活必需品について備蓄しておくよう啓発に努める。 【総合安全対策室】

◆ 物資供給ルートの確保

- ○緊急輸送道路を跨ぐ橋梁の耐震対策・維持補修を進めるほか、緊急輸送道路の舗装 補修や路面下空洞調査を進める。【道路安全室】(1-1 一部再掲)
- ○無電柱化、道路法面防災を進め、防災機能の高い都市を形成する。また、道路ネット ワークの整備を行い、都市の防災機能の向上に努める。【道路安全室】
- ○地震によって沿道建築物が緊急輸送道路等の重要な道路を閉鎖して通行を妨げることがないよう、避難路等沿道建築物の耐震化を促進する。【住宅・建築室】

◆ 水道施設等の耐震化

○浄水場、配水池、ポンプ場の耐震補強工事、耐震診断及び管路特に基幹管路の耐震管への更新等、水道施設の耐震化を着実に進める。【水道局】

◆ 応急給水体制の整備

- ○他事業体や民間団体との協定により緊急調達が可能な体制を推進する。【水道局】
- ○応急給水体制が円滑に行えるよう、災害応援協定を締結している、隣接市町や民間 団体と継続して訓練を実施する。【水道局】
- ○耐震性貯水槽について、給水体制を確認するとともに、定期的な施設点検を実施する。 【水道局】

◆ 市場施設の防火・耐震化

○明石市公設卸売市場について、防火、耐震化の取り組みを検討する。【産業振興室】

◆ 電気・ガスの早期復旧

○早期復旧に向けて、ライフライン事業者の基地局となる場所や優先的に復旧を開始する重要施設についてあらかじめ、事業者と調整しておくなど、平素から連携を密にしておく。【総合安全対策室】

■重要業績指標(KPI)

- ・配水池の耐震化率 88.5%(2018 年度)⇒目標 100%(2023 年度)
- ・ 管路の耐震化率 現状 2018年 40.9%⇒目標 2026年 45.4%
- ・ 基幹管路の耐震化率 現状 2018 年 68.3%⇒目標 2026 年 73.4%
- ・ 緊急輸送道路や鉄道を跨ぐ橋梁のうち耐震補強が必要な橋梁の耐震補強実施率 0 橋(2018) 目標⇒2 橋(2026)(再掲)

・ 市管理の緊急輸送道路の 5 年に1 度の路面下空洞調査実施率 目標 100%(2026)

(起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ))

2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 【施策の方向性】

- ① 消防力の強化や消防活動拠点の安全性を確保する。
- ②公助が不足することが想定されるため、市民の自助、共助力の向上を図る。

◆ 消防活動拠点の整備と機能強化(1-1 再掲)

- ○消防庁舎等の改修や耐震化を図る。また、停電時の非常電源対策や浸水対策、飲料水・食料の備蓄等により活動能力の強化を図る。【消防局】
- ○緊急消防援助隊の受援計画の見直しや、関係機関と連携して、明石市消防受援計画 に定める宿営地等の受入れ体制の拡充整備を図る。【消防局】

◆ 消防活動隊の出動体制強化

○消防活動隊の出動可能隊数の増隊を図り、消防活動体制を充実強化する。【消防局】

◆ 災害対応の体制・資機材の充実

- ○救助・救急及び消火等に係る各種装備・資機材の充実を図るとともに、緊急消防援助 隊など広域的な応援の受入れ体制の強化を図る。【消防局】
- ○「消防車両等更新計画」に基づき、非常用車両を含めた消防車両等の順次更新 を進め、災害対応力の強化を図る。【消防局】
- ○大規模災害に備え関係機関との連携をさらに進めて協力体制を構築する。【消防局】

◆ 消防の情報通信施設の強化

- ○無線通信設備の安定運用と障害対応のため、毎年継続して保守点検委託を行うとと もに、老朽化に対しては適時に機器更新を行う。【消防局】
- ○通信指令システムについても安定運用と障害対応のために継続して保守点検委託を 行い、通信指令システムを構成する機器について、適時に機器更新を行うことにより、 老朽化に伴う障害発生率の低減に努める。【消防局】

◆ 消防団の充実強化(1-1 再掲)

○消防団員の確保を図るとともに、現場活動体制の強化や安全装備品・資機材等の充実により消防団活動の充実に取り組む。また、女性消防団員の活動しやすい環境づくりや地域との連携強化により、消防団を活性化し地域防災力の充実強化を図る。 【消防局】

◆ 防災教育·啓発

○自主防災活動を実践していくリーダー等の人材育成を行う。【総合安全対策室、市民 協働推進室、消防局】

- ○地域の防災訓練において、市民が出来る応急手当や救助法等を紹介する。【消防局】
- ○救命率の向上を目指し、市民救命士の養成を行う。【消防局】
- ○家具転倒防止対策やガラス飛散対策等、けがのリスクを減らせるよう周知、啓発を行 う。【総合安全対策室】
- ○地震、津波、水害時の正しい避難行動がとれるように、周知、啓発を行う。【総合安全 対策室】

■重要業績指標(KPI)

- 無線通信施設の維持管理及び適時機器更新⇒毎年度実施
- ・通信指令システムの維持管理及び適時機器更新⇒毎年度実施
- 非常召集伝達訓練の実施⇒毎年度実施
- ・ 市民救命士講習等の実施状況⇒毎年度実施
- ・ 出前講座の件数⇒目標 年50回(再掲)
- ・地域の防災訓練の支援⇒目標 年20回(再掲)

(起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ))

2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

【施策の方向性】

① 医療活動や消防活動に必要な燃料を確保出来るよう体制を整える。

◆ 燃料の確保

- ○協定先である、兵庫県石油商業組合西神明石支部と具体的な手順を定めておく。【総合安全対策室】
- ◆ 電気・ガスの早期復旧(2-1 再掲)
 - ○早期復旧に向けて、ライフライン事業者の基地局となる場所や優先的に復旧を開始する重要施設についてあらかじめ、事業者と調整しておくなど、平素から連携を密にしておく。【総合安全対策室】

(起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ))

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

【施策の方向性】

- ①不要な外出の自粛及び市内企業に社員のとどめ置きを要請する。
- ② 帰宅困難者に対して、駅及び駅周辺事業者と連携して避難及び帰宅のための情報を適切に提供し、不安感の解消に努める。
- ③一時滞在所の収容人数を超える場合の対応を検討する。

◆ 大規模災害時一斉帰宅の抑制と帰宅困難者の受入対策

- ○大規模災害発生時において、帰宅困難者を極力発生させないため各事業者に対し従 業員を社内等に留めることができるよう各事業者への周知を行う。【総合安全対策 室】
- ○帰宅困難者一時滞在施設については、明石駅の周辺施設を中心に確保に向けた取り 組みを継続的に進めていく。【総合安全対策室】
- ○一時滞在所の収容人数を超え、一般避難所に収容する場合の手順等定めておく。【総合安全対策室】

(起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ))

2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺

【施策の方向性】

- ① 三師会(医師会・歯科医師会・薬剤師会)と連携しつつ、あらゆる手段を活用して医療救護体制の確保を図る。
- ② 医療機関の耐震化を促進するとともに、救助・救急、医療活動等を迅速に行うため 活用することとなる環状道路について、整備を進める。

◆ 災害時における医療体制の整備

- ○平時から明石市医師会等の関係機関との連携を強化し、災害時の速やかな応急医療 及び患者搬送、健康調査ができる体制を整備する。【保健所】
- ○関係機関からの医薬品等の供給を円滑に受け取ることができる体制を整備する。 【保健所】
- ○医療救護本部と医療機関間の情報伝達・情報共有が出来るよう通信訓練等を実施し 連携強化を図る。【保健所】

◆ 医療救護・保健計画の策定

○災害発生時に、関係機関が実施する基本的事項、時間的経過に応じた活動方法を定めるため、検討会議を設置し、検討結果をまとめた医療救護・保健計画を策定する。 【保健所】

◆ 救護班の整備

○大規模災害時における医療救護活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、明石市医師会、歯科医師会、薬剤師会と緊密に連携をとり、体制を整備する。【保健所】

◆ 民間の医療機関の耐震化の促進

○多数の者が利用する建築物(病院等)を対象に耐震診断等に対する補助などを行い、 民間建築物の耐震化を促進する。【住宅・建築室】

◆ 物資等の供給を支える支援ルートの整備

○災害時において、救助・救急、医療活動等を迅速に行うため活用することとなる道路 ネットワークの整備を進め、供用率の向上を図る。【道路安全室】

■重要業績指標(KPI)

- ・広域災害救急医療情報システム(EMIS)入力訓練参加(目標2人)
- ·DMAT 活動拠点本部での活動訓練参加(目標2人)
- ・保健所、医療機関間の無線通信訓練(1回以上/年)

(起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ))

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【施策の方向性】

- ①被災地域の感染症対策・食中毒対策の実施を行う。
- ②下水道施設の整備や仮設トイレの確保を行うなど、衛生環境の悪化を防止する。

◆ 避難所等の衛生環境の確保

- ○消毒や手洗いの必要性や方法など、市民に啓発する。【保健所】
- ○避難所、救護所等で感染症予防のために必要な物品を確保し整備する。【保健所】
- ○災害発生時の下水機能不全に備え、マンホールトイレの整備や仮設トイレの確保を推進する。【環境室、総合安全対策室】
- ○し尿収集について、委託業者及び広域相互応援協定により対処できるよう、体制の確保を図る。【環境室】

◆ 被災地域の感染症対策・食中毒対策の実施

- ○避難所における疾病・感染症等の発生・まん延を防ぐため、平常時の予防接種の促進 や、避難所における感染症対策・食中毒対策を充実させる。【保健所】
- ○感染症対策として、消毒や害虫駆除が迅速に行えるよう体制の充実を図る。【保健所】

◆ 下水道業務継続体制の整備

- ○毎年度実地訓練を実施することで業務継続計画の定着化を図り、そこで得られた課題から計画の見直しを行うことで、PDCAサイクルによる計画のレベルアップを図る。 【下水道室】
- ○自家発電等の非常用電源及び燃料・薬品等の確保を行うとともに、隣接市町等との相互応援、民間企業との応急復旧、燃料・薬品・資材調達等に関する協定を締結するなどの体制を整備する。【下水道室】

◆ 下水道施設の耐震・耐水化の推進

○必要な耐震・耐水性能を確保する防災対策を推進する。【下水道室】

■重要業績指標(KPI)

·浄化センターにおける簡易処理施設の耐震化率 27%(2018)⇒目標 45%(2025)

(起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ))

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・ 死者の発生

【施策の方向性】

- ① 避難所でできる限りストレスを軽減した生活を送れるよう環境改善に努める
- ② 避難所における備蓄の推進を進めるとともに、物資・資機材を確保する体制の構築を図る。
- ③避難者の健康管理・衛生対策の体制を整備し、災害関連死を防ぐ。

◆ 備蓄の推進・施設の機能強化

- ○計画的に備蓄を進めるとともに、被災地を参考に被災者のニーズにあった物資・資機 材の確保に努める。【総合安全対策室】
- ○太陽光発電施設(リチウムイオン蓄電池)、電気自動車やハイブリッド車の活用等の推進を進める。【総合安全対策室】
- ○避難所開設時に指定公共機関である通信事業者から提供される情報器機や、無線 LANの有効活用を検討する。【総合安全対策室】
- ○避難所バリアフリー化を進める。【教育委員会】
- ○冷暖房機器の整備や蓄電池の備蓄を進める。【総合安全対策室、教育委員会】
- ○誰もが利用しやすいように避難所となるトイレの改修を進める。【教育委員会】
- ○学校にある貯水槽の機能維持に努める。【教育委員会】
- ○給水バルーンの供給体制を確認しておく。【水道局】

◆ 物資調達・供給体制の構築(2-1 再掲)

- ○災害時の物資調達に向け、大規模小売業者等との協定締結や連携強化を図る。【総 合安全対策室】
- ○市民会館を広域的救援物資集積・輸送拠点施設としているが、当該施設が被災した場合の代替施設についても検討を行う。【総合安全対策室】
- ○国、他県、他市からの救援物資の受け入れ・保管・仕分け・配送を円滑に行えるように マニュアルを充実、訓練を実施するなど、物資管理体制を整える。【市民生活局】
- ○県が開設する広域物資輸送拠点から、市が開設する広域的救援物資集積・輸送拠点 施設を経て避難所に必要な支援物資を届けられるよう検討する。【市民生活局】

◆ 福祉避難所の体制整備

○大規模な災害に備え、引き続き協定の締結を進めるとともに、継続して訓練を行う。 【福祉局】

◆ 保健医療活動チームの要請・受援体制の整備

○被災者の保健医療需要と保健医療資源を迅速に把握する体制を整備する。また、県 等関係機関に外部からの保健医療活動チーム等を要請する体制、市内で活動する保 健医療活動チームの調整等受援体制を整備する。【保健所】

◆ 避難者の健康の確保

○災害発生後の速やかな救護所の設置、感染症対策、食中毒対策、こころのケア対策、 エコノミークラス症候群対策、巡回健康相談など、避難者の保健・医療面での支援を 円滑に行えるよう体制を整備する。【保健所】

■重要業績指標(KPI)

- ・健康危機管理支援チーム(DHEAT)養成研修の参加人数(目標2人/年)
- ・明石市災害時保健活動ガイドラインの改訂

目標:3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。

(起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ))

3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【施策の方向性】

①防災拠点等の耐震化等を図るとともに、業務継続体制の整備を図る。

◆ 本庁舎等の耐震化等

○地震、水害においても機能が維持できる本庁舎の建て替えを行う。【政策局】

◆ 業務継続体制の整備、他自治体との連携強化

- ○実効性のある業務継続体制を確保するため、「業務継続計画(BCP)」について、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しを適宜行う。【各局】
- ○応援物資や職員などの受入れが効果的に行えるよう、受援計画に基づき、情報連絡体制や、集合場所、活動内容等の調整に関することなどをあらかじ明確にする。【総合安全対策室】

◆ 市本庁舎の代替施設の指定

○本庁舎が使用できない状態となった時のため、代替施設を指定しておく。【総合安全 対策室】

◆ 長期電源途絶等に対する対応の検討

○津波・浸水等のおそれがある市施設について、止水板の設置を行う。また、市施設に

ついて非常時優先業務実施時においても電力を確保するため、非常用電源 3 日分の燃料を調達するための方策を検討する。【財務室、関係局】

◆ バックアップ体制の整備

○庁内 LAN システムや、住民記録システムなどの基幹業務システムは、停電等に備え た非常用電源の確保などの対策を行っている庁舎外のデータセンターに、サーバを設 置しており、その他のシステムについても、システムの優先度に応じ、順次、データセン ターへの移設を行う。【総務管理室】

◆ 職員用備蓄食糧の確保

○消費期限が切れて1年以内の備蓄用食料について、職員用に活用できないか検討する。 【総合安全対策室】

◆ 災害時初動対応体制の強化

- ○各部の行動マニュアルに基づき、計画的に訓練を行う。【各局】
- ○災害対策本部図上訓練や参集訓練を計画的に実施する。【総合安全対策室】
- ○電話が不通の場合でも職員の安否確認が出来る体制を整える。【職員室、総合安全 対策室】
- ○SNS を活用し災害情報を早期に取集する方法を検討する。【総合安全対策室】

◆ 指定金融機関との連携

○災害によるシステム停止時にも市の債務が確実に履行できるようにするため、指定金 融機関と災害時の協力体制等について検討する。【会計室】

◆ 消防活動拠点の整備と機能強化(1-1 再掲)

- ○消防庁舎等の改修や耐震化を図る。また、停電時の非常電源対策や浸水対策、飲料水・食料の備蓄等により活動能力の強化を図る。【消防局】
- ○緊急消防援助隊の受援計画の見直しや、関係機関と連携して、明石市消防受援計画 に定める宿営地等の受入れ体制の拡充整備を図る。【消防局】

◆ 火葬場施設の機能確保

○火葬場施設が被害を受け、火葬炉が使用不要になった場合に早期復旧ができる体制 を整えるとともに、他市町の火葬場を利用できるように備えておく。【環境室】

◆ 遺体安置場所の確保

○あかし斎場旅立ちの丘だけでは遺体が収容しきれない場合に備え、遺体収容場所に ついて調整しておく。【環境室】

◆ 学校等の長寿命化

○公共施設等総合管理計画及び個別計画に基づき、整備計画を策定する。【教育委員 会】

■重要業績指標(KPI)

・ 明石市消防受援計画の拡充整備⇒適宜見直し

- ・ 消防庁舎非常電源の保守状況⇒毎年度実施
- ・ 非常召集伝達訓練の実施⇒毎年度実施

目標:4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

(起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ))

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

【施策の方向性】

- ① 庁舎等の電力、燃料確保対策を推進する。
- ② 市民への情報伝達手段の多様化を図る。

◆ 情報通信設備の多重化等

- ○災害等が発生した場合において、情報通信機能を維持するため、重要機器・回線等 の多重化、停電対策といった現状の取組を維持するとともに、情報通信設備の新規・ 更新整備を行う際には、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築に取り組む。【総務 管理室】
- ◆ 長期電源途絶等に対する対応の検討(3-1 一部再掲)
 - ○津波・浸水等のおそれがある市施設について、止水板の設置を行う。また、非常時優 先業務実施時においても電力を確保するため、非常用電源 3 日分の燃料を調達する ための方策を検討する。【財務室、関係局】
 - ○平素から石油商業組合との連携・維持に努めるとともに、非常時の対応手順について 定めておく。【総合安全対策室】
 - ○避難所等で太陽光発電施設(リチウムイオン蓄電池)、電気自動車やハイブリッド車の 活用等の推進を進める。【総合安全対策室、教育委員会】

(起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ))

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない状態 【施策の方向性】

① 市民への情報伝達手段の多様化を図る。

◆ 情報伝達の多様化

○テレビ、ラジオ放送が中断した場合においても、迅速、確実に気象警報や避難勧告等の重要な緊急情報を住民に伝達できるよう、防災情報メールや緊急速報メール、SNSなど、情報伝達体制の充実を図る。また、新たな効果的な伝達方法についても検討する。【総合安全対策室、シティセールス推進室】

目標:5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

(起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ))

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

【施策の方向性】

- ①企業の災害対処能力の向上のためBCP作成支援、防災訓練等の支援を行う。
- ② 円滑な供給体制が維持できるよう道路環境を整備する。

◆ 個別企業のBCPの策定の促進

○各企業において災害時に重要な業務を継続するための事業継続計画を策定・運用していくため、企業BCPの策定を促進する【総合安全対策室、産業振興室】

◆ 道路の確保等

- ○緊急輸送道路を跨ぐ橋梁の耐震対策・維持補修を進めるほか、緊急輸送道路の舗装 補修や路面下空洞調査を進める。【道路安全室】(1-1 一部再掲)
- ○無電柱化、道路法面防災を進め、防災機能の高い都市を形成する。また、道路ネット ワークの整備を行い、都市の防災機能の向上に努める。【道路安全室】

■重要業績指標(KPI)

- ・緊急輸送道路や鉄道を跨ぐ橋梁のうち耐震補強が必要な橋梁の耐震補強実施数 0橋(2018) 目標⇒2橋(2026)(再掲)
- ・ 市管理の緊急輸送道路の 5 年に1 度の路面下空洞調査実施率 目標 100%(2026)

(起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ))

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギーの供給停止 【施策の方向性】

- ① ライフライン事業者と情報収集手段、連絡体制の構築等を図る。
- ② 交通網の寸断に備え必要な整備を行う。

◆ ライフライン機能の確保

○ライフライン事業者との情報収集手段、連絡体制の構築を図るともに、復旧工事の基地となる場所の確保について事前に調整する。【総合安全対策室】

◆ 道路の確保等(5-1 再掲)

- ○緊急輸送道路を跨ぐ橋梁の耐震対策・維持補修を進めるほか、緊急輸送道路の舗装 補修や路面下空洞調査を進める。【道路安全室】
- ○無電柱化、道路法面防災を進め、防災機能の高い都市を形成する。また、道路ネット ワークの整備を行い、都市の防災機能の向上に努める。【道路安全室】

■重要業績指標(KPI)

- ・緊急輸送道路や鉄道を跨ぐ橋梁のうち耐震補強が必要な橋梁の耐震補強実施数 0橋(2018)目標⇒2橋(2026)(再掲)
- ・ 市管理の緊急輸送道路の 5 年に1 度の路面下空洞調査実施率 目標 100%(2026)(再掲)

(起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ))

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

【施策の方向性】

① 危険物施設等の災害時連携体制を強化し大規模災害対応能力の向上・強化に努める。

◆ 危険物施設等の災害時連携体制の強化

○重要産業施設において保有する危険物施設、物品等を把握し、大規模自然災害発生時に起こりうる火災・危険物災害等に対する対応体制を強化するとともに、平時における訓練を重ねることにより施設関係者及び関係機関との連携をさらに進め、大規模災害対応能力の向上・強化に努める。【消防局】

■重要業績指標(KPI)

・危険物施設の立入検査状況⇒毎年度実施

(起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ))

5-4 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止

【施策の方向性】

① 被災時の道路ネットワーク機能確保を図れるよう、道路交通基盤の整備を進める。

◆ 道路交通基盤の整備

○災害時においても避難路や物資の輸送路等として活用することとなる道路ネットワークの整備を進め、供用率の向上を図る必要がある。【道路安全室】

◆ 安全・安心なみちづくり

- ○無電柱化、道路法面防災を進め、被災時の道路ネットワーク機能の確保を図る。【道 路安全室】
- ○緊急輸送道路を跨ぐ橋梁の耐震対策・維持補修を進めるほか、緊急輸送道路の舗装 補修や路面下空洞調査を進める。【道路安全室】(1-1 一部再掲)

■重要業績指標(KPI)

- ・緊急輸送道路や鉄道を跨ぐ橋梁のうち耐震補強が必要な橋梁の耐震補強実施数 0橋(2018)目標⇒2橋(2026)(再掲)
- ・市管理の緊急輸送道路の5年に1度の路面下空洞調査実施率 目標 100%(2026)(再掲)

(起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ))

5-5 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態 【施策の方向性】

① 非常時においても、金融機関が業務を継続出来るよう、業務継続計画(BCP)策定を推進する。

◆ 金融機関における BCP 策定の推進

○金融サービス等の機能停止を防ぐため、市内金融機関に BCP 策定の啓発を行う。 【総合安全対策室、産業振興室】

(起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ))

5-6 食料等の安全供給の停滞

【施策の方向性】

- ① 物資調達体制を確立するため、他の地方公共団体や民間事業者との協定を結ぶ
- ② 食料等の供給に関連する施設の耐震化を進める。

◆ 市場施設の防火・耐震化(2-1 再掲)

- ○明石市公設卸売市場について、防火、耐震化の取り組みを検討する。【産業振興室】
- ◆ 物資調達・供給体制の構築(2-1 一部再掲)
 - ○物資調達体制を確立するため、他の地方公共団体との応援協定、生産者及び販売業者との物資の調達に関する協力協定の締結を図る。【総合安全対策室】

◆ 農地の保全の取組

○農業用施設の耐震診断、耐震化を進める。【産業振興室】

目標:6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、 上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

(起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ))

6-1 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

【施策の方向性】

① 生活、経済活動に必要最低限の電気、ガス等を確保するとともに早期復旧を図る。

◆ 市有施設へのエネルギー供給源の多様化

- ○避難所等で太陽光発電施設(リチウムイオン蓄電池)や家庭用燃料電池、コジェネレーション、電気自動車やハイブリッド車の活用等の推進を進める。【総合安全対策室、教育委員会、環境室、住宅建築室】
- ◆ 住宅等におけるエネルギー供給源の確保
 - ○太陽光発電施設(リチウムイオン蓄電池)、コジェネレーションの普及促進や電気自動 車やハイブリッド車から電源活用等について啓発する。【総合安全対策室、環境室】

(起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ))

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

【施策の方向性】

- ① 水道施設の耐震化や応急給水体制を構築する。
- ② 飲料水の入手先の多様化を図る。
- ③ 早期復旧が出来るよう、業継継続計画を常に実効性あるものにしておく。

◆ 農業水利施設の保全

- ○頭首工、用排水機場、用水路、パイプライン等の適正な整備・保全を実施するとともに、 土地改良区への継続的な支援を行いながら、被災時にも早期復旧を実施する体制の 維持強化を図る。【産業振興室】
- ◆ 水道施設の耐震化(2-1 再掲)
 - ○浄水場、配水池、ポンプ場の耐震補強工事、耐震診断及び管路特に基幹管路の耐震管への更新等、水道施設の耐震化を着実に進める。【水道局】
- ◆ 水道施設の機能確保(2-1 再掲)
 - ○自家発電装置の運転に備え、燃料、浄水処理に必要な薬品の確保しておく。 【水道局】

◆ 応急給水体制の整備(2-1 再掲)

- ○他事業体や民間団体との協定により緊急調達が可能な体制を推進する。【水道局】
- ○応急給水体制が円滑に行えるよう、災害応援協定を締結している、隣接市町や民間 団体と継続して訓練を実施する。【水道局】
- ○耐震性貯水槽について、給水体制を確認するとともに、定期的な施設点検を実施する。 【水道局】

◆ 業務継続計画の整備

○災害時の人的・物的資源の制約を踏まえた水道事業用の業務継続計画を策定する。 【水道局】

■重要業績指標(KPI)

- ・配水池の耐震化率 88.5%(2018 年度)⇒目標 100%(2023 年度)(再掲)
- ・管路の耐震化率 現状 2018年 40.9%⇒目標 2026年 45.4%(再掲)
- ・ 基幹管路の耐震化率 現状 2018 年 68.3%⇒目標 2026 年 73.4%(再掲)

(起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ))

6-3 下水道の長期間にわたる機能停止

【施策の方向性】

- ① 早期復旧が出来るよう業継継続計画を常に実効性あるものにしておく。
- ② 下水道施設の耐震化・耐水化、長寿命化を図る。

◆ 下水道業務継続体制の整備(2-6 再掲)

- ○毎年度実地訓練を実施することで業務継続計画の定着化を図り、そこで得られた課題から計画の見直しを行うことで、PDCAサイクルによる計画のレベルアップを図る。 【下水道室】
- ○自家発電等の非常用電源及び燃料・薬品等の確保を行うとともに、隣接市町等との 相互応援、民間企業との応急復旧、燃料・薬品・資材調達等に関する協定を締結する などの体制を整備する。【下水道室】
- ◆ 下水道施設の耐震・耐水化の推進(2-6 再掲)
 - ○必要な耐震・耐水性能を確保する防災対策を推進する。【下水道室】
- ◆ 下水道施設の老朽化対策
 - ○下水道施設の改築・長寿命化を推進する。【下水道室】

■重要業績指標(KPI)

・ 浄化センターにおける簡易処理施設の耐震化率 27%(2018)⇒目標 45% (2025)(再掲)

(起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ))

6-4 地域交通ネットワークが分断される事態

【施策の方向性】

① 橋りょうの耐震補強や道路ネットワークの整備を行い、都市機能の向上に努める。

◆ 橋梁の耐震化(1-1 再掲)

- ○被災時に、道路の被害や落橋による復旧・復興活動の大幅な遅延を防ぐため、橋梁の 耐震化対策を推進する。【道路安全室】
- ◆ 道路ネットワークの確保(1-1 再掲)
 - ○道路ネットワークの整備を行い、都市の防災機能の向上に努める。【道路安全室】
 - ○緊急輸送道路を跨ぐ橋梁の耐震対策・維持補修を進めるほか、緊急輸送道路の舗装 補修や路面下空洞調査を進める。【道路安全室】
 - ○無電柱化、道路法面防災を進め、防災機能の高い都市を形成する。また、道路ネット ワークの整備を行い、都市の防災機能の向上に努める。【道路安全室】
 - ○地震によって沿道建築物が緊急輸送道路等の重要な道路を閉鎖して通行を妨げることがないよう、避難路等沿道建築物の耐震化を促進する。また、県が指定した避難路沿道建築物については、県と連携して、耐震診断を実施しその診断結果の報告が確実に実施されるよう指導・助言を行う。【住宅・建築室】

■重要業績指標(KPI)

- ・緊急輸送道路や鉄道を跨ぐ橋梁のうち耐震補強が必要な橋梁の耐震補強実施数 0橋(2018) 目標⇒2橋(2026)(再掲)
- ・ 市管理の緊急輸送道路の 5 年に 1 度の路面下空洞調査実施率 目標 100%(2026)(再掲)

目標:7 制御不能な二次災害を発生させない

(起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ))

7-1 市街地での大規模火災の発生

【施策の方向性】

- ① 密集住宅市街地等においても、消防活動が円滑に行えるよう、体制を整備する。
- ② 密集住宅市街地整備促進事業を進める。

③ 地域での防災体制の向上を図る。

◆ 密集住宅市街地等の防災性向上(1-1 再掲)

- ○住民に対して防災・減災に対する知識の普及や意識の高揚を図り、協働で防災性の 向上に努める。【都市整備室】
- ○密集住宅市街地について、事前に調査し「区域警防計画」を作成するとともに、狭隘 道路でも消火可能な車両等装備の充実を進める。【消防局】
- ◆ 道路ネットワークの確保(1-1 一部再掲)
 - ○道路ネットワークの整備を行い、都市の防災機能の向上に努める。【道路安全室】
- ◆ 消防団の充実強化(1-1 再掲)
 - ○消防団員の確保を図るとともに、現場活動体制の強化や安全装備品・資機材等の充実により消防団活動の充実に取り組む。また、女性消防団員の活動しやすい環境づくりや地域との連携強化により、消防団を活性化し地域防災力の充実強化を図る。【消防局】
- ◆ 消防水利の多様化(1-1 再掲)
 - ○防火水槽、海水、河川等の自然水利、工業用水、プール、ため池など、消防水利の多様化を図る。 【消防局】
- ◆ 地域の災害対応力の向上
 - ○地域の自主防災組織による防災訓練により、消火要領を習得するとともに、防災意識 の向上を図る。【総合安全対策室、消防局】

■重要業績指標(KPI)

- ・ 消防団装備の充実強化⇒毎年度実施(再掲)
- ・ 自主防災組織への訓練指導⇒毎年度実施

(起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ))

7-2 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

【施策の方向性】

① 避難路沿道建築物の耐震化等インフラ整備を進める。

◆ 避難路沿道建築物の耐震化等

○建築物等の耐震化補助制度の充実や制度活用のPR、耐震化の必要性についての啓発、危険なブロック塀の撤去等を行うことにより、災害時における多数の者の円滑な避難や、救急・消防活動の実施、緊急物資の輸送等の障害になることを防ぐ。【住宅・建築室】

7-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生【施策の方向性】

- ① 水路施設の保全を図り、危険度の高いため池は改善を進める。
- ② ため池浸水想定マップ等を通じて減災意識の向上を図る。

◆ ため池・水路等整備(1-4 再掲)

- ○ため池・水路等農業用施設の整備を積極的に推進する。特にため池については、老朽 化による決壊を防止するため、巡回・点検に努める。【産業振興室】
- ○要早期改修、要監視ため池等について、保全または機能廃止を含めた防災のための 整備を促進する。【産業振興室】
- ○ため池の点検強化や監視システムの導入等体制の強化を図るとともに、異常時等に おけるため池管理者等との連絡体制の構築、強化を進める。【産業振興室】
- ○決壊した場合に甚大な被害が想定されるため池について、決壊したときの浸水想定 区域や避難場所・避難所、避難経路を示すハザードマップを作成し、公表する。【産業 振興室】

■重要業績指標(KPI)

- ・ ため池マップの作成・公表 目標 95%(2020年)(再掲)
- ・ハザードマップ作成率(影響大きい池)の作成率 目標 95%(2023 年)(再掲)
- ・ ため池管理研修会の開催(再掲)

(起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ))

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

【施策の方向性】

① 事業者が所持している有害物質の把握及び安全対策を行う。

◆ 有害物質流出·拡散対策

- ○災害時に有害な化学物質等が漏洩することや、建築物等の倒壊等による石綿の飛散 を防止するため、平常時から法令に基づく施設の点検や各事業所からの化学物質排 出量の把握など、化学物質による環境リスクの低減を図る。【環境室】
- ○災害時に有害な化学物質等が流出した場合は、兵庫県等と連携して、速やかに大気、 土壌、公共用水域等のサンプリング・検査を行い、環境影響の有無についての把握を 行うとともに、的確な対応をとれるよう体制を整える。【環境室、消防局】

7-5 農地の荒廃による被害の拡大

【施策の方向性】

① 排水機場等、農業用施設の耐震診断、耐震化等により、農業経営の安定と農用地等の保全を図る。

◆ 農地保全の取組(5-6 再掲)

○農業用施設の耐震診断、耐震化を進める。【産業振興室】

■重要業績指標(KPI)

・ ため池耐震調査 目標 95% (2025年)

目標:8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

(起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ))

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧·復興が大幅に遅れる事態 【施策の方向性】

① 大量の災害廃棄物の発生に備え、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するための 体制を整備する。

◆ ごみ焼却施設の維持管理

○ごみ焼却施設については、今後も施設を適切に維持・運営するとともに、コスト面を考慮しつつ、大規模改修工事による延命化など施設整備を計画的に進める。【環境室】

◆ 災害廃棄物処理体制の確保

○災害廃棄物の種類により、処理体制も異なることから、関係機関との連絡体制を確立 するとともに、資機材、人員、仮置場、最終処分の確保について定めるなど、迅速かつ 適切に対応できるごみ処理体制の構築に取り組む。【環境室】

◆ 他地域自治体との連携

○「大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会」等において、大規模災害時の災害廃棄物処理に関する広域的な連携等について検討する。【環境室】

■重要業績指標(KPI)

・ 市災害廃棄物処理計画の見直し(適宜)及び防災行動マニュアルの見直し(毎年)

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 【施策の方向性】

① 平時から災害時応援協定を締結している関係協力団体や他自治体と連携を強化する。

◆ 関係協力団体との連携

○大規模災害発生時における支援協定を締結している協力団体との連携を強化し、災 害時における障害物の除去や応急復旧などに必要な人員、資機材の確保を推進する。 【道路安全室、総合安全対策室】

◆ 他自治体等との連携強化

- ○災害時相互応援協定に基づく相互応援について、被災状況に応じてより的確かつ迅 速な応援を可能とする仕組みづくりに継続的に取り組む。【総務局】
- ○他市等と締結している協定の実効性を高めるため、応援・受援体制を確立し、手順、 役割分担などを具体化し、訓練の実施を通じて、実効性の高い相互応援体制の構築 を図るよう努める。【総務局】

(起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ))

8-3 地域コミュニティの崩壊,治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 【施策の方向性】

- ① 自主防災組織の活動を支援し自主的な防災対応能力の向上を図る。
- ② 防災・防犯活動を通じた地域コミュニティの醸成を図る

◆ 地域における主体的な活動の推進

○小学校区まちづくり組織等の活動や、地域の課題解決につながる取組を支援することで、地域住民の交流促進や地域の主体的な活動の活性化を図る。【市民協働推進室】

◆ 地域コミュニティによる防災力の強化

○防災への関心を持ち、自主防災活動に参加し協力する市民を育てるために、出前講 座等や地域での防災訓練を支援することにより、災害が発生した場合に迅速かつ適切 に対処できる自主的な防災対応能力の向上を図る。

【総合安全対策室、消防局、市民協働推進室】

◆ 治安の維持

○地域住民による地域安全活動の中核となる防犯組合連合会等の自主防犯組織に対して、環境浄化活動、防犯訓練の実施や防犯用資機材の整備等に関し、助成その他の支援を行う【総合安全対策室、市民協働推進室】

■重要業績指標(KPI)

- ・ 自主防災組織への訓練指導⇒毎年度実施(再掲)
- ・ 出前講座の件数⇒目標 年50回(再掲)
- ・地域の防災訓練の支援⇒目標 年20回(再掲)

(起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ))

8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【施策の方向性】

① 緊急輸送道路等の整備・耐震対策を図る

◆ 橋梁の耐震化(1-1 再掲)

○被災時に、道路の被害や落橋による復旧・復興活動の大幅な遅延を防ぐため、橋梁の 耐震化対策を推進する。【道路安全室】

◆ 橋梁の長寿命化

○計画的な点検や補修により、橋梁の長寿命化対策を推進し、機能の維持を図る。【道 路安全室】

◆ 道路構造物等の長寿命化

○計画的な点検や補修により、道路構造物や道路附属物等の長寿命化対策を推進し、 機能の維持を図る。【道路安全室】

◆ 港湾の耐震化及び長寿命化

○事業主体である県と連携し、港湾の耐震化、長寿命化及び機能の維持を図る。【道路 安全室】

■重要業績指標(KPI)

- ・緊急輸送道路や鉄道を跨ぐ橋梁のうち耐震補強が必要な橋梁の耐震補強実施数 0 橋(2018)⇒ 目標 2 橋(2026)(再掲)
- ・計画に位置付けられた修繕対象の橋梁のうち修繕が完了した橋梁数の割合 目標 100%(2026)
- ・計画に位置付けられた修繕対象の舗装のうち修繕が完了した舗装延長の割合 目標 100%(2026)
- ・5年に1度調査対象としている路線のうち路面下空洞調査の実施率目標100%(2026)
- ・ 5 年に 1 度点検対象としている道路附属物のうち点検が完了した箇所数の割合 目標 100%(2026)

8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【施策の方向性】

① 高潮、洪水、内水氾濫など浸水被害に応じた対策を実施する。

◆ 港湾・海岸の高潮対策(1-3 再掲)

- ○港湾施設及び海岸保全施設の長寿命化と機能強化について事業主体である県と連携する。 【道路安全室】
- ◆ 河川の高潮対策(1-3 再掲)
 - ○河川樋門ゲートについて機能を維持できるように事業主体である県と連携する。 【道路安全室】
- ◆ 河川の整備(1-3 再掲)
 - ○県管理河川の整備が河川整備計画に基づき進捗するように、事業主体である県と連携する。 【道路安全室】
- ◆ 内水氾濫対策(1-3 再掲)
 - ○財源を確保し、計画的に雨水管や排水ポンプ等の整備を進めるとともに、既設雨水管 や市が管理する道路側溝・用水路等雨水排水施設の適切な維持管理を実施する。ま た、雨水流出抑制を促進する。【下水道室、道路安全室】
 - ○国、県と連携し、浸水レベルに応じた適切な対応ができる人材・組織体制等を整備する。【総合安全対策室、道路安全室、下水道室】

■重要業績指標(KPI)

・下水道による都市浸水対策達成率 49.6%(2018)⇒目標 49.9%(2025)(再掲)

8-6 避難所運営がうまくいかず避難所における自治が崩壊する事態

【施策の方向性】

① 避難所開設当初から閉鎖まで円滑な避難所運営が行えるようにする。

◆ 避難所運営マニュアルの充実・策定

- ○避難所開設当初や風水害など短期間の場合は、市職員が中心となって運営をすることになるので、市職員用のマニュアルを随時見直していく。【教育委員会】
- ○避難所運営が中長期となる場合は、避難者が中心となって、秩序ある避難所生活が 行えるよう、地域における避難所運営のガイドラインとなるマニュアルを作成する。【総 合安全対策室】

8-7 被災者の住居確保等の遅延により生活再建が遅れる事態

【施策の方向性】

① 応急住宅を迅速に提供できるよう、建設候補地の選定や民間賃貸住宅の居室借上げを迅速に行う。

◆ 応急仮設住宅建設候補地の選定

- ○市有地等公共用地において兵庫県と連絡をとり、応急仮設住宅の想定必要戸数に 足る建設候補地を選定する。【住宅・建築室】
- ◆ 民間賃貸住宅の居室借上げ(賃貸型応急住宅)
 - ○応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、兵庫県と連携をとり、迅速に応急仮設住宅を提供出来るよう備える。【住宅・建築室】

8-8 地域経済等に甚大な影響を及ぼす風評被害等の発生

【施策の方向性】

① 正確な情報収集と情報発信するとともに、産業への影響を抑えられるよう体制を確保する。

◆ 正確な情報収集·発信

○早期に風評の払拭のために正確な情報収集・発信ができる体制を確保する。【総合 安全対策室、産業振興室】

◆ 中小企業者等への支援

○国、県、商工会議所等と連携し、中小企業者等の経営支援を行う体制を確保する。 【産業振興室】

2 重点化する施策

限られた資源で効果的かつ効率的に推進するために、優先順位の高い取組を設定し、 重点化を図りながら進める必要がある。そのため、人命保護を最重点として、影響の大き さや緊急度の観点から重点化すべき取り組みを選定した。

重点化を図るリスクシナリオを以下に示す。

施策を重点化するリスクシナリオ(網掛け部分)

ルスと.	他束を重点化するリスクシナリオ(網掛け部分)				
事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)				
1 大規模自然災害が発生した	1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災、住宅密集地				
ときでも人命の保護が最大限	における火災による多数の死傷者の発生				
図られる。	1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生				
	1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による				
	多数の死傷者の発生				
	1-4 大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者の				
	発生				
	1-5 情報伝達の不備や意識の低さ等による避難行動の遅れ等で				
	の多数の死傷者の発生				
2 大規模自然災害発生直後	2-1 被災地での食料・飲料水、電力、燃料等、生命に関わる物資				
から救助・救急、医療活動等が	供給の長期停止				
迅速に行われる。	2-2 自衛隊、警察、消防、海保等に被災等による救助・救急活動				
	等の絶対的不足				
	2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶				
	2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱				
	2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート				
	の途絶による医療・福祉機能の麻痺				
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生				
	2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災				
	者の健康状態の悪化・死者の発生				
3 大規模自然災害発生直後	3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下				
から必要不可欠な行政機能は					
確保する。					
4 大規模自然災害発生直後	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止				
から必要不可欠な情報通信機	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝				
能は確保する。	達できない事態				
 5 大規模自然災害発生後で	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下				

あっても、経済活動(サプライ	5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー
チェーンを含む)を機能不全に	の供給停止
陥らせない。	5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-4 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-5 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発
	生する事態
	5-6 食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後で	6-1 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や石油・LPガ
あっても、生活・経済活動に必	スサプライチェーンの機能の停止
要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
・	
の早期復旧を図る。	
の平朔後口を凶る。	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
7 制御不能な二次被害を発	7-1 市街地での大規模火災の発生
生させない。	7-2 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発
	生
	7-4 有害物質の大規模拡散・流出
	7-5 農地の荒廃による被害の拡大
8 大規模自然災害発生後で	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興
あっても、地域社会・経済が迅	が大幅に遅れる事態
速に再建・回復できる条件を	8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材不足により復旧・復興が
整備する。	大幅に遅れる事態
	8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が
	大幅に遅れる事態
	8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生
	により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-6 避難所運営がうまくいかず避難所における自治が崩壊する
	事態
	8-7 被災者の住居確保等の遅延により生活再建が遅れる事態
	8-8 地域経済等に甚大な影響を及ぼす風評被害等の発生

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本市の強靭化に向けた取組に当たっては、全庁横断的な体制のもとで、全庁一丸となって推進していく。また、国、県、関係団体、民間事業者、市民等との連携・協力を進めることが非常に重要となっており、平時から様々な取組を通じた関係構築を進める。

2 計画の進捗管理

市地域計画に基づく取組を確実に推進するため、関連事業等の進捗状況を毎年度把握していくものとする。進捗状況の把握に当たっては、総合計画や実施計画等関連計画で行う事業評価(進捗管理)とも連携して実施する。また、関連事業の進捗状況や各種取組結果等を踏まえ、所管部課が中心となり、各種取組の見直しや改善、必要となる予算の確保等を行いながら事業を推進する。

本市だけでは対応できない事項については、国、県、関係機関等への働きかけなどを通じ、事業の推進を図る。

3 計画の見直し

市地域計画については、今後の社会情勢の変化、国や県等の強靭化に関する施策の 取組状況や本市の施策の進捗状況等を考慮しつつ、計画期間中であっても必要に応じ て見直しを行うものとする。なお、市地域計画は、他の分野別計画における国土強靭化に 関する指針として位置付けているものであることから、国土強靭化に関係する他の計画 については、それぞれ計画の見直し、修正等の時期に合わせて必要となる検討を行い、 市地域計画と整合を図るものとする。

別表 強靭化関連事業(補助金・交付金関係分 2019~2028)

道路整備関係

番号	事業個所名	事業場所	事業概要	前期 (2019~ 2023)	後期 (2024~ 2028)
1	(他)魚住10·14号線(魚住町長坂 寺)	明石市魚住町長坂寺	現道拡幅、歩道設置 L=850m、片側(一部両側)	•	
2	(他)二見150号線 (西二見)	明石市二見町	道路改良 L=0.24km	•	
3	大久保848号線(八木地内道路)	明石市大久保町八木	道路新設 L=240m(1車線)	•	
4	市内踏切安全対策(南畑)	明石市小久保	立体横断施設 L=57m	•	
5	林崎松江海岸駅 アクセス道路整備事業	明石市南貴崎町	道路改良 L=0.1km	•	
6	大久保840号線(江井ヶ島松陰新 田線)ほか2線	明石市大久保町松陰新田	現道拡幅 L=1,500m(4車線)	•	
7	自転車利用環境整備	明石市内	路肩のカラー化 12.0km	•	•
8	(他)二見142号線	明石市二見町東二見地内	現道拡幅 両側歩道設置 L=150m(2車線)	•	
9	市内通学路安全対策 (市内一円)	明石市内	通学路対策 L=3.32km	•	
10	生活道路歩行者安全対策	明石市内	路肩整備 L=3.00km	•	
11	大久保町地内道路	明石市内	安全対策工事 L=0.06km	•	
12	(他)大久保42号線 ほか14路線	明石市内	橋梁修繕(15m以上) N=15橋	•	
13	(他)南二見1号線 ほか10路線	明石市内	舗装補修 L=4.3 km	•	
14	(他)林船上39号線 ほか2路線	明石市内	横断步道橋修繕 N=3橋	•	
15	(他)川西7号線 ほか10路線	明石市内	橋梁修繕(15m未満) N=11橋	•	
16	(他)大久保856号線	明石市大久保町西脇地内	道路改良 L=200m(2車線)	•	
17	(都)山手環状線 [大窪工区]	明石市大久保町大窪	道路新設 L=700m(2車線)	•	•

下水道施設整備関係

番号	事業個所名	事業場所	事業概要	前期 (2019~ 2023)	後期 (2024~ 2028)
1	雨水整備	明石市内	雨水管の整備	•	•
2			公共下水道施設の耐震・耐水化、老 朽化対策	•	•

都市整備関係

番号	事業個所名	事業場所	事業概要	前期 (2019~ 2023)	後期 (2024~ 2028)
1	大蔵海岸公園ほか	大蔵海岸公園ほか	公園の長寿命化	•	
2	(仮称)17号池公園	魚住町	地域防災公園の整備	•	

農村地域、農業水路等整備関係

番号	事業個所名	事業場所	事業概要	前期 (2019~ 2023)	後期 (2024~ 2028)
1	ため池ほか		ため池定期点検、水路等耐震整備 計画策定等	•	
2	ため池ほか	明石市内	浚渫工事、ため池ハザードマップ作成、ため池水位観測システム設置等	•	

住環境整備関係

番号	事業個所名	事業場所	事業概要	前期 (2019~ 2023)	後期 (2024~ 2028)
1	民間住宅(戸建·共同住宅)	明石市内	民間住宅の簡易耐震診断助成、耐震化工事助成(住宅・建築物安全ストック形成事業)	•	
2	民間の多数利用建築物	明石市内	建築物(住宅を除く)の耐震診断助成 (住宅・建築物安全ストック形成事 業)	•	
3	危険老朽化空き家	明石市内	危険老朽空き家解体補助	•	
4	土砂災害特別警戒区域内の既存 不適格住宅	明石市内	土砂災害特別警戒区域内の既存不 適格住宅に対する土砂災害対策支 援事業(移転・除却。・改修等) (住宅・建築物安全ストック形成事 業)	•	

学校施設環境改善関係

番号	事業個所名	事業場所	事業概要	前期 (2019~ 2023)	後期 (2024~ 2028)
1	小中学校		学校施設の防災機能強化、老朽対 策の推進	•	

社会福祉施設等整備

番号	事業個所名	事業場所	事業概要	前期 (2019~ 2023)	後期 (2024~ 2028)
1	障害者施設等		障害者施設等の耐震化整備、ブロック塀の改修、非常用自家発電設備の 整備等	•	

消防防災施設整備、緊急消防援助隊設備整備関係

番号	事業個所名	事業場所	事業概要	前期 (2019~ 2023)	後期 (2024~ 2028)
1	高機能総合指令センター整備	1	消防防災施設等の整備	•	
2	救急自動車更新他	_	緊急消防援助隊の設備整備	•	•

総務常任委員会資料 2020年(令和2年)6月23日 総務局総合安全対策室

令和元年度不当要求行為の概要等について

「明石市法令遵守の推進等に関する条例」第68条及び「同条例施行規則」第48条の 規定に基づき、令和元年度不当要求行為の概要等を下記のとおり報告します。

記

1 不当要求行為の定義

職員に対し、本市事務事業又は当該職員の職務に関して違法又は不当な行為をするよう要求する行為、暴力的な行為その他職務の障害となる行為を用いて要望、提案等を行う行為その他職員の公正な職務の執行を妨げる行為をいう。

2 令和元年度における不当要求行為の発生件数

0件 (参考:平成30年度 0件)

3 不当要求行為に対する取り組み

不当要求行為の前兆事案を早期に把握して適切に対処し、職員の公正な職務の遂行を 保持するため

- 相談しやすい職場環境の醸成と事案発生時における迅速な指導、助言
- 不当要求行為への的確な対応等を目的とした職員研修
- 職員及び来庁者の安全確保を目的とした実践的な防犯訓練

などを継続的に行い、不当要求行為による被害防止に努めるとともに、併せて、暴力事 案等の不測の事態に対応するための各種訓練にも取り組んでいます。

〇 過去の不当要求行為の発生状況(件数)

区 分	発生状況
平成27年度	0
平成28年度	1
平成29年度	0
平成30年度	0
令和元年度	0

〇 地域安全対策担当における取扱い状況

(件数)

			111 17
区 分	相談(指導・助言)	現場対応	会議・研修等
平成27年度	2 1 1	1 0 8	1 4
平成28年度	1 9 1	1 1 9	1 0
平成29年度	1 6 0	1 1 7	1 5
平成30年度	1 2 8	1 1 2	1 0
令和元年度	1 6 8	1 0 5	1 0

※ 区分について

相談(指導・助言)・・各課において、不当要求に発展するおそれのある事案があった場合、事前に対 応要領についての指導や助言を行うこと。

現場対応・・・・・各課において、相手方と面談中に不当要求に発展する兆候(大声を出したり、威嚇したりするような言動を行うなど)があった場合、現場へ赴き、相手方に対して 注意や警告を行うなど不測の事態に備えること。

会議・研修等・・・職員を対象とした研修の実施や、他の機関が主催する不当要求防止に係る会議等に出席すること。

〇 会議・研修等の実施状況

2019. 4.18 新任係長研修

2019. 4.26 新任管理職研修

2019. 8.28 パピオスあかし管理組合を対象とした不当要求行為等対応研修

2019.10.17 生活福祉課職員を対象とした研修及び防犯訓練

2019.11.5 市民センター職員等を対象とした研修及び防犯指導

(11.5~12.18までの間に合計4回実施)

2019.11. 8 暴力団追放兵庫県民大会

2019.11.12 東播磨地域不当要求防止対策連絡会議

総務常任委員会資料 2020年(令和2年)6月23日 総務局総務管理室総務課

令和元年度における公益通報制度の運用状況について

明石市法令遵守の推進等に関する条例第68条に基づき、令和元年度における内部公益通報制度及び外部公益通報制度の運用状況について、下記のとおり報告します。

記

1 内部公益通報について

(1) 内部公益通報制度の概要

市職員等が公益のために通報する窓口を設け、行政運営上の違法な行為等に 関する通報を受け付け、調査等を実施するもの。

- (2) 令和元年度における内部公益通報の受理件数 1件 (参考:平成30年度 2件)
- (3) 内部公益通報の概要等
 - ① 福祉局において、男性の管理職が、部下の女性職員と職場内で不適切な行為をしているとの通報があり、公益監察員による調査の結果、事実と認定され、職場環境を改善するよう求められた。

2 外部公益通報について

(1) 外部公益通報制度の概要

外部の労働者(市職員等以外の労働者)の労務提供先において、通報対象事 実が生じ、又は生じようとしていることについて、公益通報者保護法の規定に より、権限を有する市の機関に通報があった場合に、調査等を実施するもの。

(2) 令和元年度における外部公益通報の受理件数 0件 (参考:平成30年度 0件)

指定管理施設における指定管理期間の延長について

1. 基本方針

新型コロナウイルス感染拡大を受け、令和2年度に実施予定であった以下の対象指定管理 施設について指定管理者選定事務を取り止め、現行の指定管理者との契約を原則1年間延長 したいと考えています。

2. 対象指定管理施設及び指定管理者

施設名	指定管理者	現指定期間	方 針
文化博物館	小学館集英社プロ ダクション・鹿島 建物共同事業体	2016年4月1日~2021年3月31日	指定管理期間を2年間延 長し、2023年3月31日 までとする。 (特別展の準備等に期 間を要するため)
勤労福祉会館 中高年齢労働者福祉 センター	日本環境マネジメント株式会社	2018年4月1日~2021年3月31日	指定管理期間を1年間延 長し、2022年3月31日 までとする。
総合福祉センター	社会福祉法人明石市社会福祉協議会	2016年4月1日~2021年3月31日	指定管理期間を1年間延 長し、2022年3月31日 までとする。

※少年自然の家については、今後のあり方について、地域と意見交換中であるため、別に検討します。

3. 今後のスケジュール

- ・各施設担当課から各指定管理者に指定管理期間延長の方針を打診し、了承を得る。
- ・各施設担当課から各指定管理期間延長の議案を9月市議会に上程、議決を得る。

議案第61号関連資料 市民相談事業費(こどもの養育費緊急支援)について

本市では、こどもを社会全体で守り、健全に育んでいく視点から、離婚等に おけるこども養育支援に取り組んでいるところですが、こどもが養育費を受け 取れるように支援するため、以下の事業を実施します。

1 概要

養育費の不払いがあったときに、市が本来支払うべき義務者に働きかけ、 それでも支払いがない場合に、市が1か月分(上限5万円)に限り立替払い をした上で、支払義務者に対して督促を行います。

2 対象者

養育費の債務名義(※)がある市内在住のこども

※ 調停などの裁判所における取り決めや公正証書

3 受付期間

令和2年7月1日から8月31日まで

4 事業の流れ

(1) 申込受付

債務名義などの必要書類を確認し、申込みを受け付けます。

(2) 支払要請

相手方に対し、養育費を支払うように促し、支払いがない場合は市が立替・請求をする旨を通知します。

(3) 立替払

市が1か月分の養育費請求権を譲り受け、立替金を申込人指定の口座 に振り込みます。

(4) 支払勧告

義務者に対し、債権譲渡の通知とともに、市に対する立替金の支払請求と翌月分以降の養育費の支払勧告をします。

5 予算額

(1) 歳出 16,800 千円

【内訳】扶助費(養育費履行確保支援) 15,000 千円 (50 千円×300 人=15,000 千円) 役務費(通信運搬費<郵便料等>) 1,800 千円

(2) 歳入 15,000 千円

総務常任委員会資料 2020年(令和2年)6月23日 政策局市民相談室

明石市行政オンブズマンの活動状況について

明石市法令遵守の推進等に関する条例第64条の規定に基づき、2019年(令和元年)中における明石市行政オンブズマンの活動状況について、下記のとおり報告いたします。

記

1 行政オンブズマン制度の概要

市民の市政に関する苦情を公正かつ中立的な立場で簡易迅速に処理し、行政の 非違の是正等の勧告及び制度の改善を求めるための意見を表明することにより、 市民の権利利益の擁護を図り、もって開かれた市政のより一層の進展と市政に対 する市民の信頼の向上を図ることを目的とし、活動しています。

2 苦情申立ての受付状況

	オンブズマンへの苦情	苦情申立書によらない	事務局への相談・問い	
	申立て	オンブズマンへの相談	合わせ	
件数	3	0	6	

[※]苦情申立1件、次年度へ継続

3 苦情申立ての処理状況

区 分			件数
	1	苦情申立ての趣旨に沿ったもの	0
調査を終了した	2	市の業務に不備の無かったもの	1
もの	3	調査を打ち切り・中止したもの	0
	4	調査しないこととしたもの	1
調査継続中のもの			1

- 4 オンブズマンの発意に基づく調査の件数、内容及び処理の状況 2019年(令和元年)の調査件数 0件
- 5 勧告、意見表明及び是正等の措置の報告 2019年(令和元年)の案件 0件

6 苦情申立ての事例

苦情申立ての内容

調査結果

(1) 筆界(境界線)確認について

10年前の山手幹線用地収用に際し、共有スロープの境界線を共有者と市担当者で確認した。しかし確認した境界線と異なる境界線が引かれ構造物が施工されていた。

山手幹線用地収用についての境界確認は、共有者とともに市担当者で行い署名されており、筆界(境界線)は、担当課が所有している筆界確認書の添付図面を確認するに、記載されているとおりであると考えざるを得ない。解決について筆界(境界線)の確定が必須だと思われるが、筆界が争われた場合は、調停や和解はできず、判決で確定せざるを得ないこと等に鑑みれば、オンブズマンが調査を行うことは相当でないと考え条例54条1項5号により、調査を行わないものとする。

(2) 住民票の異動について

他市から親元へ転入の際、職員の指示に従い手続きをしたが、担当職員の間違った指示により親の介護保険料が増額となった。市役所が責任をもって訂正してほしい。

通常、住民異動届を受ける際、同居者と生計を同一にするか別世帯にするか届出人へ意向を確認する。苦情申立人の場合については、国民健康保険と介護保険が関係するケースであることから、届出人として来庁した次男に対し、国民健康保険と介護保険の部署につなぐ対応をしたものと考えられ、相談済欄にもチェックが入っており、受付を担当する職員が苦情申立人と同一の世帯に子として転入するよう指示したことはなく、届出人の意思によるものであると考えられる。転入手続きにおいて6係9名の聞き取りから「このようにした方がいい」といった指示をすることはなく、「同じ世帯に入った場合はこうなります」「別世帯の場合はこうなります」という説明の仕方をしているものと思われ市の転入届処理関係機関窓口の担当者が積極的な指示をするような事実は認められなかった。

総務常任委員会資料 2020年(令和2年)6月23日 政策局プロジェクト推進室

第2期明石市中心市街地活性化基本計画の進捗状況等について

本市では、まちの顔となる中心市街地の魅力とにぎわいの向上を図るため、計画期間を2016年度から2020年度までの5年間とする「第2期明石市中心市街地活性化基本計画」を2016年3月に策定し、国の認定を受けました。

計画においては、核事業である明石駅前南地区市街地再開発事業が2017年 3月に完了し、現在は、ソフト事業を中心に活性化施策を進めているところ です。

このたび、計画期間4年目となる2019年度の数値目標の達成状況及び新型コロナウイルス感染症の影響も含めた今後の取組について報告します。

1 数値目標の達成状況

計画で定めている3つの数値目標の実績値は次表のとおりです。

重点目標	数値目標	調査内容	基準値	実績値	目標値
便利で暮 らしやす いまち	①都市福 利施設 利用者 数 (人/年)	パピオスあかし内の あかし総合窓口・あ かしこども広場・あ かし市民図書館の年 間利用者数	452,001 (2014年度)	1, 378, 754 (2019年度)	900, 000 (2020年度)
一歩足を	②歩行者 自転車 通行量 (人/日)	国道2号南側の商店 街区域6地点の平 日・休日の日中の平 均歩行者等通行量	16,737 (2015年度)	20, 188 (2019年度)	20,000 (2020年度)
伸ばして 楽しめる まち	③新規出 店者数 (店/年)	国道2号南側の商店 街区域の代表的な7 つの通りに面した店 舗の1年における変 化(新規開店・入替・ 改装)数	12 (2015年度)	20 (2016~2019年度平均) 16 (2019年度)	12 [2016~2020年度平均)

再開発事業完了後から来街者が増加・維持しています。また、2019年は、市制施行100 周年及び明石城築城400周年の節目の年であったため、「あかし伝統夢まつり」「B-1 グランプリin明石」の開催など多くのソフト事業に取り組んだ結果、2019年度の実績値は、すべて目標値を上回りました。

2 中心市街地活性化協議会での主な意見

中心市街地活性化の促進や定期的なフォローアップを目的に学識経験者、市民及び商工関係者などで構成された「明石市中心市街地活性化協議会」を毎年度開催しています。

2020年2月18日に開催した協議会において、数値目標の達成状況を報告し、委員から次のような意見がありました。

- ・ 再開発事業完了後、来街者が増加し、歩行者・自転車通行量も増加 したことは喜ばしい。増加した来街者の受け入れ先として新規出店者 数も増加した。国道2号を横断する人の流れを生み、面としての広が りを生んだという評価もできる。
- ・ 数値目標が達成され、数年に渡り維持している点は誇るべき結果である。一方で調査地点によっては、歩行者・自転車通行量がそれほど上昇していない地点がある。今後も人の流れの調査・分析を重ね、中心市街地活性化施策の成果をより広い範囲に定着させていく努力が必要である。
- ・ 計画期間が残り1年となり総仕上げの段階にある。市役所新庁舎の整備など大きなプロジェクトの進捗により、中心市街地の様子がさらに変化していく可能性が高く、中心市街地の活性化を南エリアにも展開させていくことができるか、真価が問われる。今後もそれぞれの立場で中心市街地の発展に理解と協力をお願いしたい。

3 今後の予定

本年度は、計画期間の最終年度となります。

既に計画の数値目標を達成していること、また、明石駅前南地区市街地 再開発事業に代わる具体化された核事業が現段階ではないことから、国の 認定を受けた中心市街地活性化計画は、本年度末をもって終了します。

今後につきましては、中心市街地を含めた市内全域の均衡ある発展にも 考慮した上で、新型コロナウイルス感染症について不透明な部分もありま すが、回復期を見据えた取組を行うとともに、上位計画となる次期長期総 合計画「(仮称) あかしSDG s 推進計画」の策定状況を踏まえながら新 たな計画の策定に向けて検討を行います。

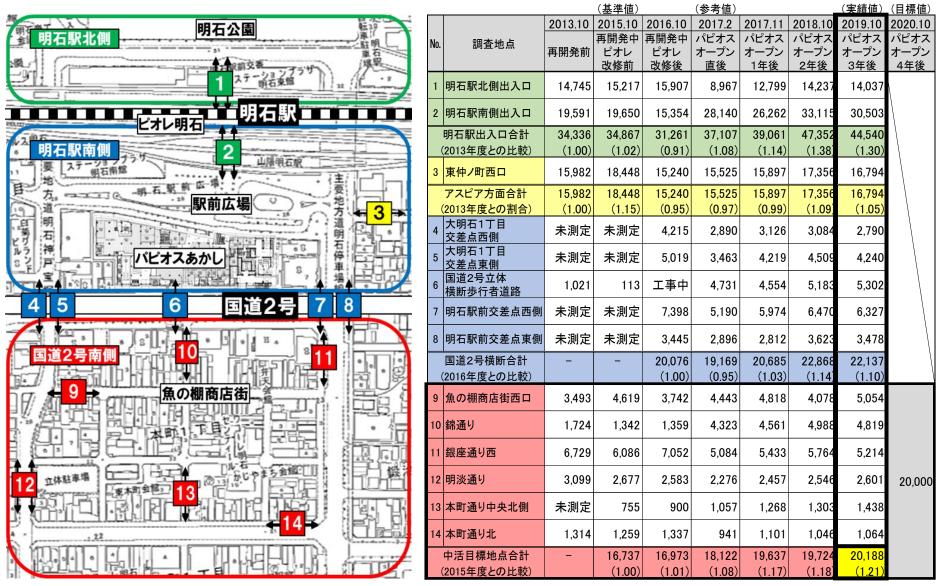
参考資料

① 都市福利施設利用者数(人/年)

(基準値) (実績値) (目標値) 都市福利施設名 2016年度 2017年度 2018年度 2019年度 2014年度 2020年度 ①あかし総合窓口 63.445 70.332 130.347 151.354 152.807 153.445 ②あかしこども広場 63.609 327.094 358.959 98.304 320.288 窓口(妊娠 3,505 3,851 3,674 647 届出除() こども健康性娠届出 629 2,989 2,761 2,808 センター 乳幼児健康 住宅 757 7.730 8.462 7.897 診査 相談等 332 2.464 3.710 3.096 ① あかし総合窓口 あかし子育て支援セン 38.304 60.467 130.664 124.548 102.042 ②あかしこども広場 明石市ファミリーサポー 259 629 632 ③あかし市民図書館 トセンター 親子交流スペース 117,989 135,262 113,671 商業·業務施設 クリニック ハレハレ 多目的ルーム・キッチン 19.819 29.751 33.247 あかし市民広場 商業·業務施設 商業·業務施設 ルーム・工作ルーム 中高生世代交流施設 45,289 37.532 48.117 商業·業務施設 AKASHIユーススペース にこにこ保育ルーム 4.696 777 4.143 5.104 駐車場 駐輪場 (一時保育ルーム) ③あかし市民図書館 350.252 406.174 650.252 940.884 905.174 905.659 駐車場 合計 540,115 1,398,325 1,415,487 1,378,754 900,000 452.001

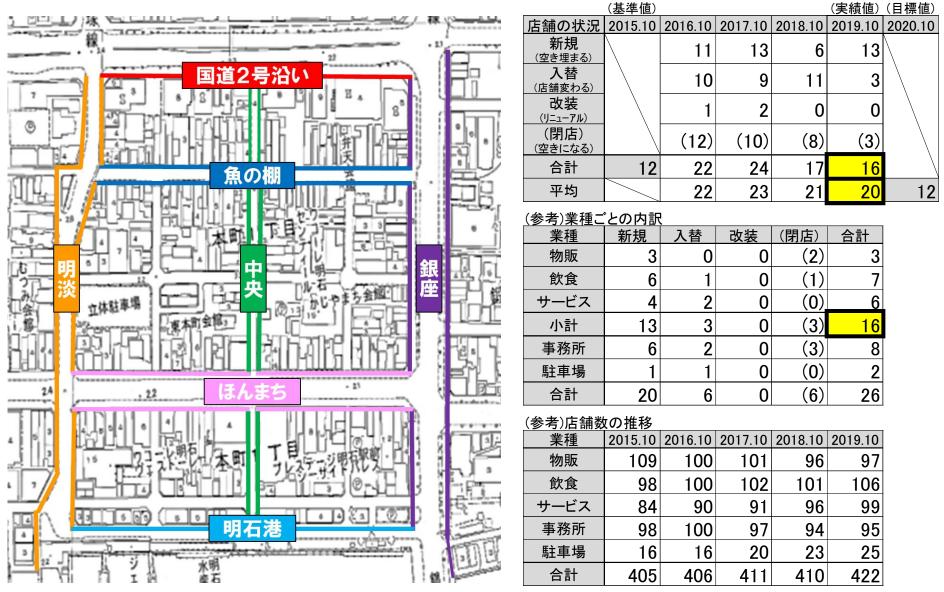
調査方法:毎年度4月から3月までの都市福利施設利用者数を合計する。

② 歩行者・自転車通行量(人/日)



調査方法:毎年度10月ごろの日曜日と月曜日の10時~18時の各地点の歩行者・自転車通行量の平均を合計する。

③ 新規出店者数(店/年)



調査方法:毎年度10月に物販・飲食・サービスの店舗状況を前年度と比較し、新規、入替又は改装した店を合計する。

総務常任委員会資料 2020年(令和2年)6月23日 政策局プロジェクト推進室

旧あかねが丘学園跡地の売却に向けた取組状況について

旧あかねが丘学園跡地については、公共施設配置適正化の観点から、2019年度に公募売却手続を開始し、2020年内の売却に向け、取組を進めているところです。

このたび、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた公募スケジュールの変更等を含め、現在の取組状況及び今後の予定について報告します。

1 旧あかねが丘学園跡地(売却対象地)の概要

所 在 地:明石市松が丘5丁目2番 用途地域:第一種低層住居専用地域

売却面積: 22,019.03 m²

※ 付近見取図、配置図は参考資料を参照

2 売却の条件

(1) 売却方式

公募型プロポーザル方式

※ 本件は、市内で数少ない大規模かつ一体の市有地の売却案件であること、また、松が丘地区及び明舞団地の周辺環境と調和のとれたまちづくりの推進を図るため、民間の資金力に加え、企画力及びノウハウを活用する公募型プロポーザル方式としています。

(2) 売却基準価格

449,000,000円(約20,390円/㎡)

※ 更地価格から既存建築物等の解体撤去費を控除した不動産鑑定額

(3) 主な条件

- ① 現状有姿での引渡し(買受者が既存建築物等を解体撤去することが 条件)
- ② 建築物の用途を一戸建ての住宅に限定
- ③ 本契約締結後1年以内に解体工事に着手し、解体工事完了後1年以内に開発行為に着手
- ④ 事業計画は本契約締結日から10年間変更不可(10年間の買戻特約を 登記)
- ⑤ 契約不履行の場合は、違約金を徴収の上契約解除し、買戻しを実施

3 売却先の選定方法

(1) 審査方式

公募型プロポーザルによる二段階審査方式

- (2) **一次審査**(実施済・応募者すべて一次審査を通過済) 財務、経営及び納税状況等の参加資格要件の審査
- (3) 二次審査(事業計画70点・提案価格30点・計100点)

事業計画等の提案、プレゼンテーション内容の審査

- ※ 審査は、学識経験者等で構成する評価委員会において実施。各委員が採点し、その結果を参考に本市が優先交渉権者を決定します。 【事業計画の主な評価ポイント】
- 住みたい・住み続けたいまち、周辺と調和のとれたまちづくりの実現
- 戸建住宅、公園、緑地、道路及び集会施設等の適正な配置
- ・ 明舞団地まちづくり計画等を踏まえた若年・子育て世代の入居促進、魅力的な景観の創出等

4 スケジュール

当初は、6月中に優先交渉権者を決定する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりテレワーク等が推進される中、応募者から二次審査の受付期間を延長してほしい等の依頼がありました。これらの状況を踏まえ、応募機会の公平性及び優秀な提案内容の確保を図るため、当初5月1日までとしていた受付期間を7月1日まで延長する等スケジュールの一部を変更しています。

ついては、優先交渉権者の決定を6月下旬から8月上旬に延期することになりますが、財産処分議案については、当初の予定どおり、令和2年第2回定例会9月議会に提案する考えです。

	公募事務	当初	変更後	
#	公募要項の公表	2月7日(金)		
実施	現地見学会	2月19日(水)		
施 済	一次審査	受付期間: 3月13日(金)~3月19日(木)		
扔	一次番宜	結果通知:4月1日(水)		
二光	欠審査書類(提案書等)	4月24日(金)	4月24日(金)	
受付期間		\sim 5月1日(金)	~7月1日(水)	
二次審査(プレゼンテーション)		5月下旬	7月下旬	
優先交渉権者の決定				
二次審査結果の通知		6月下旬	8月上旬	
覚書の締結				
基本協定・仮契約の締結		7月下旬	8月下旬	
財産処分に係る議会の議決		9月議会財産処分議案の議決を		
(本契約)		もって本契約成立(予定)		
売買代金受領・物件引渡し 10 月下旬		下旬		
住民説明会(買受者主催)		11 月下旬		

- ※ ゴシック太字が変更箇所です。
- ※ 今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、スケジュールや二次 審査方法等を変更する場合があります。

<旧あかねが丘学園跡地周辺付近見取図>



<旧あかねが丘学園跡地配置図>



総務常任委員会資料 2020年(令和2年) 6月23日 政策局プロジェクト推進室

JR沿線におけるまちづくりに関する取組状況について

JR沿線における「駅を中心としたまちづくり」については、JR西日本との包括連携協定に基づき取組を進めているところです。

つきましては、西明石地区の活性化に向けた検討状況、及び、大久保・魚住駅間の車両基地・新駅の設置に関するJR西日本からの具体的提案の延期の状況について、報告します。

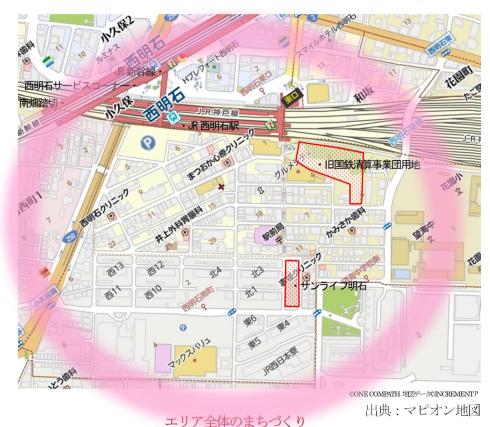
1 西明石地区の活性化に向けた検討状況について

現在、西明石活性化プロジェクト協議会でとりまとめられた「まちづくりの姿」における 地域共通の最優先課題の解決に向けた検討を進めているところです。

本市が所有する旧国鉄清算事業団用地の開発を含めたエリア全体のまちづくりについて、 JR西日本と連携しながら、駅及び駅周辺のバリアフリー化やアクセスの向上、地域交流拠点の整備など、地域の活性化及び安全性・利便性の向上等に向けた検討を行っています。

検討内容

市が所有する旧国鉄清算事業団用地などについて、JR西日本所有地も含め、それらの活用方法や事業主体、費用負担など、事業スキームについて、同社とともに検討しています。



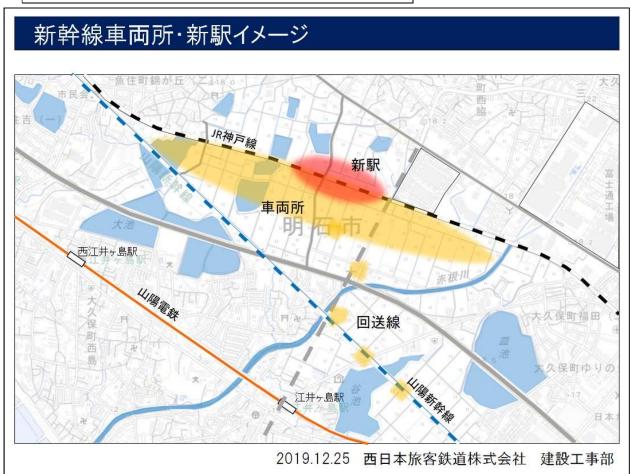
地域共通の最優先課題の解決に向け、「JR西明石駅及び駅周辺の安全性と利便性の向上」と「地域交流拠点の充実」を図るため、南側から駅へのアクセス性の向上や、地域交流拠点整備などに向けた取組を進めていきます。

2 JR西日本からの車両基地・新駅に関する具体的提案の延期について

昨年12月25日にJR西日本から本市に対して、JR車両基地・新駅について、以下のイメージ図の提示があったところです。

JR西日本からは、本年3月を目途に車両基地及び新駅に関する具体的な提案を行う旨の 意向が示されていましたが、この度、次のとおり提案を延期する旨の連絡がありました。

2019 年 12 月 25 日 J R西日本から提示を受けたイメージ図



2020年5月29日JR西日本からの連絡事項

車両基地に関する具体的な提案については、社内調整を進めてきましたが、新型コロナウイルスによる社会経済情勢の変化により、JR西日本の経営環境にも多大な影響が出ています。

車両基地の必要性については変わらないものの、車両基地等のプロジェクトについては、 今後の情勢を踏まえ、スケジュール等を見直す可能性があるため、今は市に対して提案でき る状況になく、具体的な提案を延期します。

また、今後の提案時期の目途についても、まだ見通せない状況であり、未定です。